

## 決算特別委員会会議録

開会時間 午前 10 時 01 分

閉会時間 午後 2 時 21 分

日時 平成 29 年 11 月 21 日 (火)

場所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員 長 河西 敏郎  
副委員長 卯月 政人  
委員 前島 茂松 鈴木 幹夫 山田 一功 桜本 広樹  
遠藤 浩 猪股 尚彦 宮本 秀憲 望月 利樹  
上田 仁 土橋 亨 山田 七穂 小越 智子

委員欠席者 中村 正則

### 説明のため出席した者

県民生活部長 立川 弘行 県民生活部次長 上野 直樹  
県民生活部次長(県民生活・男女参画課長事務取扱) 三井 薫  
北富士演習場対策課長 佐野 俊一 統計調査課長 渡辺 武  
消費生活安全課長 砂田 英司 生涯学習文化課長 柏木 隆伸  
世界遺産富士山課長 入倉 博文 私学・科学振興課長 井上 弘之

福祉保健部長 小島 徹 福祉保健部次長 小島 良一  
福祉保健部次長 井出 仁  
福祉保健総務課長 神宮司 易 健康長寿推進課長 小田切 春美  
国保援護課長 若尾 誠 子育て支援課長 小野 眞奈美  
子どもの心のケア総合拠点整備室長 下川 和夫 障害福祉課長 山本 盛次  
医務課長 宮崎 正志 衛生薬務課長 大澤 浩 健康増進課長 岩佐 景一郎

森林環境部長 保坂 公敏 林務長 小島 健太郎  
森林環境部次長 丹澤 尚人 森林環境部次長 廣瀬 久文  
森林環境部技監 島田 欣也  
森林環境総務課長 桐林 雅樹 大気水質保全課長 古屋 敏彦  
環境整備課長 村松 稔 みどり自然課長 村山 力  
森林整備課長 金子 景一 林業振興課長 山田 秋津  
県有林課長 鷹野 裕司 治山林道課長 中込 巖

観光部長 樋川 昇 観光部理事 仲田 道弘 観光部次長 市川 美季  
観光企画課長 内藤 梅子 観光プロモーション課長 大久保 雅直  
観光資源課長 小田切 三男 国際観光交流課長 古谷 健一郎

総務部長 鈴木 康之 総務部理事 三富 学  
総務部次長 笹本 稔 総務部次長(人事課長事務取扱) 中澤 宏樹  
職員厚生課長 秋山 晶子 財政課長 泉 智徳 税務課長 保坂 陽一  
財産管理課長 渡辺 真太郎 行政経営管理課長 上野 良人

市町村課長 長田 公 情報政策課長 渡邊 雅人

会計管理者 布施 智樹 出納局次長(会計課長事務取扱) 中野 修  
管理課長 宮阪 佳彦 工事検査課長 杉沢 富夫

教育長 守屋 守 教育次長 若林 一紀  
教育監 渡井 渡 教育監 奥田 正治  
教育委員会事務局次長(総務課長事務取扱) 末木 憲生 学力向上対策監 佐野 修  
福利給与課長 諏訪 桂一 学校施設課長 望月 啓治  
義務教育課長 嶋崎 修 高校教育課長 手島 俊樹  
高校改革・特別支援教育課長 成島 春仁 社会教育課長 岩下 清彦  
スポーツ健康課長 前島 斉 国体推進室長 三井 勉  
学術文化財課長 百瀬 友輝

議題 認第 1 号 平成 28 年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件  
認第 2 号 平成 28 年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の概要 審査は審査日程表に従い、県民生活部及び福祉保健部関係、森林環境部及び観光部関係、総務部、出納局及び教育委員会関係の順で行うこととし、認第 1 号議案について、午前 10 時 01 分から午前 11 時まで県民生活部及び福祉保健部関係、午前 11 時 15 分から午前 11 時 43 分まで森林環境部及び観光部関係、午後 1 時から午後 2 時 17 分まで総務部、出納局及び教育委員会関係の総括審査を行った。

## 質 疑 県民生活部・福祉保健部関係

(次代のやまなしを支える人材の育成について)

上田委員 早速ですが、主要施策成果説明書 4 ページ、次代のやまなしを支える人材の育成について何点かお伺いします。県では大村智先生のノーベル賞の受賞を機に、昨年度、明日の山梨を支える人材育成のため、山梨県大村智人材育成基金を創設し、県内の若手研究者の研究活動や、高校生や大学生の海外留学に対し、支援を開始したと承知しております。そこでまず、初年度に当たる平成 28 年度の、それぞれの事業の応募状況と補助金の交付の状況についてお伺いします。

井上私学・科学振興課長 まず、若手研究者への支援でございますが、応募状況は自然科学分野で 35 名、人文社会科学分野で 8 名、合計 43 名の応募がございました。これらの応募に対し、各分野の大学教授らによる面接等の選考を行い、自然科学分野、人文社会科学分野それぞれ 5 名、計 10 名の方に補助金を交付したところでございます。交付額は、自然科学分野では上限 100 万円、人文社会科学分野では上限 50 万円となっております、総額で 749 万円余の交付を行ったところでございます。

また、高校生や大学生の海外留学に対する支援につきましては、高校生コースに 12 名、大学生コースには 16 名の応募がございました。これらの応募に対し面接等の選考を行い、高校生 5 名、大学生 10 名に補助金を交付いたしました。交付額は高校生の短期留学の場合は上限が 30 万円、高校生の長期留学は上限 80 万円、大学生は長期留学のみで上限 100 万円となっておりますが、総額で 1,155 万円余の交付を行ったところでございます。

上田委員

今の答弁を伺いますと、それぞれ 4.3 倍から 2 倍ぐらいの応募があったということで、それなりの応募があって大変よかったと思うところでもありますけれども、山梨の未来を担う多くの学生の海外留学や、県内の若手研究者の研究発展を県がバックアップするのは大変いいことだと思います。一方で、事業の成果が単に支援を受けた方々だけにとどまっていたのではもの足りないとも思う次第であります。海外留学に関しては、今後さらに多くの若者にチャレンジしてほしいと思いますし、研究成果についても、多くの研究者の間で共有されることが重要だと思います。本県の学習・研究全体の底上げが図れるものだと思います。そこで、それぞれの事業の成果はどのような形で県民の皆様には報告されているのか、その様子を教えてください。

井上私学・科学振興課長 海外留学に関しましては、昨年度留学し、既に帰国した学生による成果発表会を本年 8 月に開催したところでございます。この発表会には、今後留学を検討している学生や保護者を初め、学校関係者など約 60 名の参加をいただきまして、留学生の生の声としてさまざまな留学体験を報告していただきました。また、若手研究者の研究成果につきましては、今月 11 月 27 日に広く県内研究者等を対象に成果発表会を開催する予定でございます。これらの発表会に加えまして、補助を受けた方々全員から留学の成果報告や研究の成果報告を御提出いただきまして、県のホームページに掲載しているところでございます。

上田委員

27 日に発表会を開催するということですが、多くの方に聞きにきていただいて、関心を広げてもらえればと思う次第でありますので、ぜひその宣伝をしてほしいと思います。

山梨の若者が海外のよさを知るとともに、逆に、山梨県または日本の魅力に気づく、これが海外留学のすばらしいところだと思います。しかしながら、海外での生活ということになりますと、若い学生らにとって未知ということがございまして、留学しようと思ってもなかなかその一歩を踏み出せないという現実もあるのではないかと思います。そこで、希望を持って海外への扉を開けられるようにすることも事業効果のさらなる向上につながると思います。この事業の参加者が留学希望者の相談に乗るといような活用方法を検討すべきかとも思いますけれども、いかがでしょうか。

井上私学・科学振興課長 委員御指摘のとおり、留学を希望している学生には、費用面以外にも学習面や生活面など、さまざまな不安があり、その一歩を踏み出せない方も多くいらっしゃるものと思われます。このため、明年度からは本事業で留学した学生と、留学を検討している、またはこれから留学を控えた学生との交流会を開催いたしまして、帰国した留学生が具体的に相談に乗ったり、アドバイスをしたりする機会を設けてまいりたいと考えております。基金事業による経済的な支援に加えまして、こうした交流会を積極的に展開していくことで、本県の若者たちの海外留学の夢を実現させてまいりたいと思います。

上田委員

私の所感ですけれども、やはりこうした制度は長くずっと継続していくことによって成果があらわれるのだと思います。また、こうした人たちが今後どのように活躍していくかをずっと見守っていく、こういうことも大事だと思いますので、継続してこの制度が広がっていくようお願いしたいと思います。お答えは結構ですから。以上で終わります。

(富士山の安全対策の実施について)

卯月副委員長

主要施策成果説明書 23 ページの富士山の安全対策の実施のうち、五合目インフォメーションセンターの設置運営についてお聞きいたします。報道によりますと、ことしの富士山の吉田口の登山者は 17 万 2,657 人で、昨年よりも 2 万 688 人、13.6% 増加したと聞いております。また、9 月議会では、登山の安全の確保に関する条例も制定され、安全登山がクローズアップされております。このような中、私たち富士東部議員連盟でも視察をしましたが、富士山五合目で安全登山の環境確保に情報の提供を行う、五合目インフォメーションセンターの役割は大変重要であると思っております。センターではどの程度の経費を使って、具体的にはどのような業務を行っているのかお聞きします。

入倉世界遺産富士山課長 富士山五合目インフォメーションセンターにつきましては、県と地元市町村等からなります山梨県富士山五合目インフォメーションセンター運営協議会が運営をしております。設置運営費につきましては、県と地元市町村が 2 分の 1 ずつ負担をしている状況でございます。インフォメーションセンターの平成 28 年度の設置運営費は 1,430 万円余で、このうち県の負担額は決算額で 715 万円余でございます。インフォメーションセンターの具体的な業務につきましては、案内窓口に通訳案内士を配置いたしまして、登山の安全や周辺観光などに関する情報提供を行うことのほか、外国人登山者が体調不良を訴えてくるなど、困りごとの相談があったときの通訳を行っております。

卯月副委員長

わかりました。成果説明書では、このインフォメーションセンターは年間のうち 184 日間運営をしていると記載してありまして、これには 7 月 1 日から 9 月 10 日までの開山期間が含まれていると思っておりますけれども、この 72 日間において、今、外国人のお話がありましたけれども、どこの国の人かどれくらい利用しているのか、また、どんな相談が多いのでしょうか。

入倉世界遺産富士山課長 平成 28 年の夏山期間中にセンターを利用した外国人は 7,803 人でございます。内訳といたしましては中国、アメリカ、フランス、イギリス、オーストラリアの 5 カ国で全体の 53.4% を占めております。ちなみに、平成 29 年の夏山期間では 9,922 人の外国人がセンターを利用してありまして、平成 28 年よりも約 3 割増加しており、富士山を訪れる外国人がふえていると感じているところでございます。

相談内容につきましては、最も多いのが、登山ルートや登山時間の問い合わせ、次に、五合目のバス停の場所やバスの発着時間の問い合わせが多くございまして、これらで相談内容の 44% を占めている状況でございます。

卯月副委員長

お話のとおり、外国人来訪者は増加の傾向にあると思っております。2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えて、この傾向は今後も広まると考えます。こうした中、インフォメーションセンターの役割はますます重要になると思っておりますけれども、センターを運営するに当たり、現在どのような課題があって、どのように取り組んでいくのかお伺いします。

入倉世界遺産富士山課長 課題といたしましては、最近案内窓口の通訳案内士では対応できないベトナム語やタイ語など、東南アジアの言語の需要もありまして、さらなる多言語での対応の必要性が増しているということ、また、営業時間が朝 9 時から夜の 8 時でございますが、営業時間以外にセンターを訪れる外国人登山者への対応が必要になってきていることが課題として挙げられます。このうち、多言語化へ

の対応につきましては、通訳付きのテレビ電話を導入いたしまして、英語、中国のほか、ベトナム語、タイ語、フィリピン語等、多様な言語に対応している状況でございます。

また、営業時間外の夜間の対応についてでございますけれども、インフォメーションセンターのある富士山五合目の総合管理センターには、登山期間中は現地連絡員として2名の警備員が24時間体制で勤務をしております。先ほどの通訳付きテレビ電話は、英語や中国語など24時間利用することができますので、インフォメーションセンターの営業時間外に外国人が相談に来たときには、これらの現地連絡員がテレビ電話を用いて対応をしている状況でございます。

卯月副委員長 富士山を訪れる外国人の皆様はここを頼りにするしかないと思いますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

(第2子以降の保育料無料化について)

次の質問に移ります。主要施策成果説明書67ページ、第2子以降の保育料無料化について質問をさせていただきます。この主要施策成果説明書には県の施策、事業の成果が記載されておりますけれども、保育料については、国の制度においても無料化等が進められているものと承知をしております。そこで、多子世帯にかかる保育料無料化の対象となった子供の数について、国制度との比較により、平成28年度の実績を伺いたいと思います。まず、国の制度により無料化対象となった子供はどの程度なのか。さらに、本県の第2子以降、3歳未満児の保育料無料化事業により無料となった子供はどの程度増加したのか伺います。

小野子育て支援課長 国の制度によりまして、きょうだい3人以上の同時入所による第3子以降、それから低所得者世帯、年収が約360万円相当未満になりますけれども、そういった世帯の第3子以降が無料となっております。一方、本県の第2子以降3歳未満児の保育料無料化につきましては、年収が約640万円相当未満の世帯の第2子以降の3歳未満児が無料となる制度となっております。これによりまして、平成28年度におきましては、国の制度と本事業により保育料が無料化になった子供は、あわせて4,560人となっております。国の制度によって無料となった児童は1,229人おります。また、本事業の実施により対象児童が拡大をいたしまして、さらに3,331人の方が無料となっております。

卯月副委員長 国の制度に加えて県事業を実施したということで、かなりの多くのお子さんが無料化の対象になったということがよくわかりました。

次は、本事業の効果について伺いたいと思います。これだけ子育てにおける経済的負担の軽減が進みますと、特に仕事をお持ちの保護者の方などは、子供を保育所に入所させたいと思われると考えます。第2子以降3歳未満児の保育料無料化により3歳未満児の入所児童の数は、事業開始前と比べてどのように変化したのか伺います。

小野子育て支援課長 本事業開始前の平成27年4月では、前年と比べ児童が99名増加しております。ところが、本事業開始後の平成28年4月になりますと、前年に比べ大幅にふえておりまして、児童が323名ふえているという状況でございます。さらに、開始後1年を経過しました、ことしの4月でございますが、前年と比べますと535名と、大幅に増加をしているところでございます。少子化傾向が続いておりますけれども、本事業開始後、3歳未満児の入所児童数につきましては、全ての月で前年を上回るという状況が続いております。

卯月副委員長 今の状況を聞いて、本事業は大変大きな効果があったということはよくわかりました。さらに具体的にお聞きしますけれども、保育料無料化の具体的な効果について、実際に無料化の対象となった保護者の方々からいろいろな御意見があると思いますけれども、どのような評価が寄せられているかお聞きしたいと思います。

小野子育て支援課長 ことしの5月に、保育料無料化の対象となりました保護者の方1,520名にアンケートを実施したところでございます。そうしましたところ、全体の97%が本事業が有効であると回答をしております。さらに具体的な効果についてお聞きしたところ、経済的な負担が軽減されたと回答された方が85%おりました。また、仕事がしやすくなったと回答された方が54%、それからもう1人子供を持ってよかったと思うきっかけになると回答された方が33%おりました。

さらに、この事業は第2子以降が対象になっておりますけれども、保育料無料化の対象になっていない、1人しか子供がいらない児童の保護者に対してもアンケートを実施したところ、63%の方が、もう1人子供を持ってよかったと思うきっかけになると回答しております。子供が1人の家庭にとっても、出生数の増加につながるような効果があるのではないかと考えているところでございます。

卯月副委員長 もう1人子供を持っていいと思うというのは、本当に大きな効果だと思いますけれども、引き続きさらに大きく効果が上がってくるように期待をしたいと思います。

(ドクターヘリの効果的運用について)

次の質問に移らせていただきたいと思います。主要施策成果説明書104ページ、ドクターヘリの関係についてお伺いしたいと思います。県立中央病院屋上給油基地の整備ということで、平成28年から実施設計を行って、本年10月まで工事をすると記載をされております。給油基地の整備ということで、それなりの規模の工事が行われているのではないかと思います。まず工事の進捗状況についてお伺いいたします。

宮崎医務課長 当初は、主要施策成果説明書のここに記載をしておりますとおり、平成29年10月に完成の予定でしたが、地下にタンクを埋設する工事を行う関係で、その埋設地点の掘り起こしを行ったところ、前の病院の残存物であるコンクリート製の地下の構造物が出てまいりました関係で、この撤去作業の追加に伴ってやむを得ず工期を延長したところでございます。また、地下タンクから給油する際に使用する給油ポンプの取り付けの際に、施工業者のミスにより、ふぐあいが生じたことが新たにわかりました。このため、現在、取り付け用のポンプを取り寄せているところでございまして、完成まで5週間ほどおくれが生じ、施工業者に対し、年内の完成を指示しているところでございます。現在、進捗としてはおくれておりますが、年内の完成を目指しているという状況でございます。

卯月副委員長 ちょっとおくられているということですが、年内の完成をぜひお願いします。

県立中央病院は救急医療の最後のとりでとして重要な役割を果たしております。このドクターヘリの出動要請もかなりふえてきているとのことでありませ

れども、ドクターヘリの需要がふえる中で、私たちも総務委員会で先日視察しましたが、現在のヘリの給油は、双葉の基地で給油をして、その後、中央病院の屋上に戻っているという体制だとお聞きしています。こうした体制から県立中央病院の屋上に給油基地が整備されると、具体的にどのような効果があるのでしょうか。お伺いします。

宮崎医務課長

まず現状でございますけれども、委員御指摘のとおり、給油のために必ずこの双葉の基地に戻り、そこで給油をしてからという段取りになっています。給油基地が整備されますと、双葉に向かう部分が短縮されまして、連続出勤時間が大幅に短縮されることがまず見込まれます。これに伴い、給油に関する時間のロスや燃料のロスが解消されることを見込んでいます。また、給油のための離着陸の回数が大幅に削減されることに伴い、ドクターヘリの安全性の向上や騒音の削減が期待されると考えています。

また、最後になりますけれども、この施設の完成により、県全体としても、航空燃料の備蓄量が増加することに伴う災害時の運航体制の強化といった効果を見込んでいるところでございます。

卯月副委員長

完成することによって給油のための往来も少なくなり、リスクも軽減されるということでもあります。県民の安全・安心を守るということもありますけれども、ぜひ乗務員の皆さんの安全という面からも、早期の完成をお願いしたいと思えます。

( 県立施設整備費について )

次の質問に移ります。決算説明資料の福 7 及び福 13、県立施設整備費についてお伺いいたします。入所されている障害者にとって、施設は生活する家でありまして、長い年月を過ごす方もいらっしゃると思います。安心して生活できるように改修や整備が必要になると思いますけれども、この事業の内容についてまずお伺いします。

山本障害福祉課長

この事業は社会福祉村の中にある 7 つの県立施設におきまして、修繕及び防犯対策を進めるための事業でございます。具体的に申し上げますと、あさひワークホームの居室サッシの修繕工事やエアコンの取りかえ修繕工事を行いました。また、社会福祉村内の障害児者施設、あけぼの医療福祉センター及びその成人寮、あさひワークホーム、育精福祉センター及びその成人寮、梨の実寮、あゆみの家の計 7 つの施設において、防犯カメラ及び緊急通報装置の整備を行ったところでございます。

卯月副委員長

はい、わかりました。昨年 7 月、相模原市内の障害者施設で起こった痛ましい事件、私も住まいから近いということもありまして、今でも鮮明に記憶をしておりますけれども、県が実施した防犯対策は外部からの侵入者に対してどのような効果があるのか。また、事件が発生した場合に十分に機能するのかお伺いします。

山本障害福祉課長

各施設で整備した事業のうち、防犯カメラにつきましてはセンサーライトと連動しまして、夜間でも外部からの侵入者を確認することが可能であり、抑止効果も期待できるものでございます。また、施設内で侵入者を発見した場合は、警察に直結している緊急通報装置により、侵入者に気づかれずに警察が駆けつけることが可能な仕組みを構築しているため、迅速な対応が可能となっております、いずれも抑止効果あるいは防犯効果が十分に機能している設備だと認識してお

ります。

卯月副委員長 福祉施設の防犯対策というのは、機材をそろえるだけでは不十分だとも考えられます。緊急時に対応するためには、日ごろからの防犯機器の使い方を習得するなど、組織として防犯対策に取り組む必要があると思いますけれども、施設におけるソフト面での防犯対策として、どのような取り組みを行っているのかお伺いしたいと思います。

山本障害福祉課長 委員御指摘のとおり、設備を整備しただけでは施設の防犯対策は十分ではないと認識しております。このため、社会福祉村内の施設におきましては、毎年、1 回以上の防犯訓練を実施いたしまして、さすまたなどの防犯器具の使用方法について地元の警察署に御指導いただきながら訓練を行っているところでございます。また、それぞれの施設において防犯マニュアルを整備いたしまして、職員に周知徹底するとともに、日常的な取り組みと非常時における臨機応変、迅速な対応、その両面において準備を怠りなく行っているところでございます。

卯月副委員長 日ごろの訓練が必要だと思しますので、引き続きお願いしたいと思います。

( 特定疾患対策費について )

次に移ります。決算説明資料の福 10 ページ、15 ページの特定疾患対策費についてお伺いしたいと思います。この事業は難病患者への医療費助成と支援の推進を目的としているものと承知をしております。まずこの事業の決算額の内訳と、執行残の内訳についてお伺いしたいと思います。

岩佐健康増進課長 平成 28 年度の特定疾患対策費の決算額 7 億 5,537 万円余の主な内訳でございます。難病患者に対する医療費助成等の扶助費につきまして 7 億 3,300 万円、また、診療報酬等審査支払い事務等の委託料が 1,704 万円余、また、審査会等の報酬につきまして 276 万円余となっております。執行残 4,625 万円余の主な内訳につきましては、扶助費が 4,095 万円余、委託料が 389 万円余、報酬が 86 万円余となっております。

卯月副委員長 決算額の中でも難病患者に対する医療費助成である扶助費が大半を占めていて、同様に扶助費が多額の執行残となっているということでありましたけれども、その理由は何なんでしょうか。

岩佐健康増進課長 この扶助費は、前年度上半期の実績と月平均の過去の実績等々に基づいて算出をしたもので予算要求をさせていただいております。ただ、実際に医療費を受給する認定患者の数はふえていたものの、医療費自体の支出が伸びなかったということがございまして、平成 28 年度の 2 月補正のときに 3,000 万円の減額補正を行いました。最終的な決算として、予算額に対し 95% の執行率ということで 4,095 万円余の残が出たということでございます。

( 山梨県大村智人材育成基金について )

小越委員 まず、主要施策成果説明書 4 ページの、先ほど上田委員からも質問がありました山梨県大村智人材育成基金についてお伺いします。たしか部局審査のときに、この基金からではなく、1,900 万円余を一般会計から出したと答弁があったのですけれども、基金からなぜ出さずに、一般会計から出したのでしょうか。



井上私学・科学振興課長 大村智人材育成基金事業は、平成 28 年度の当初予算の編成時点では、事業経費の全額を基金の運用益によって賄える予定でしたが、その後、日銀のマイナス金利政策等の影響によりまして、債券など金融商品全般の金利が低迷したため、2 月補正予算において財源更正の御議決をいただきまして、基金からの運用収入 366 万 9,000 円のほかに、ふるさとやまなし応援寄附金と一般財源を充当したところでございます。

小越委員 この事業は、これからも運用益をもとに実施していくのか、それとも昨年度のように一般会計からの繰り入れをするのか。マイナス金利がこれからも続いていくと思いますけれども、それはどのようにするのでしょうか。

井上私学・科学振興課長 基金の運用益は、平成 28 年度は 366 万円余でしたが、その後、債券金利が上昇したため、運用先の見直しを行いまして、本年度は 812 万円余程度、明年度以降は 960 万円程度、確保できる見込みでございます。今後も引き続き金利水準の推移を注視しながら、さらなる有利な運用を検討していきたいと思っております。それに不足する分につきましては、一般財源を繰り入れて、事業規模は 28 年度と同程度の 2,000 万程度を確保してまいりたいと考えています。

小越委員 昨年も 1,900 万円ぐらい使ったわけですから、366 万円、812 万円、960 万円と言いましても、1,900 万円には到底届かないわけでありまして、そうしますとまた一般会計から繰り入れるという答弁でしたけれども、では、そもそも 20 億円の基金は全く取り崩さないで、運用益だけでやるんですか。基金は何のために積んであるのでしょうか。

井上私学・科学振興課長 基金事業は、明日の山梨を支える人材育成を目的に行っているものでありまして、将来にわたり継続して事業を実施してまいりたいと考えております。このため、当面は基金の取崩しを行わずに、金利状況が好転した際に十分な運用益を確保できるよう、しばらくは原資を確保してまいりたいと考えています。

小越委員 20 億円は一般会計から積んだわけですよ。大村先生からいただいたお金ではなく、県費でこれからの人材育成をしていくという答弁でした。私は、海外留学だけが人材育成ではないと思っています。先日も総務委員会で指摘されましたけれども、私立高校の生徒へのいろいろな補助金など、子供たち全体の教育費、教育をレベルアップするということにこの基金を充てることも検討するべきだと思うんです。総務部のところで質問する予定ですが、公共施設整備等事業基金を道路修繕に充てたように、この大村智人材育成基金を、海外留学だけではなく、子供たちの教育、貧困対策、レベルアップのために使うという、そういう方向性はないのでしょうか。

井上私学・科学振興課長 大村智人材育成基金につきましては、大村智先生がノーベル生理学・医学賞を受賞したことを契機に、科学等に対する理解と関心の醸成ですとか子供たちの海外留学といった、未来の子供たちの人材育成という観点から、今現在、事業を実施しているところでございます。加えまして、基金の運用益が明年度は 900 万円ぐらいには復活する予定ではあるのですが、運用益があまりない中で、それ以外の事業への拡大ということは今のところは検討しておりません。

小越委員 20 億円もこのまま積んでおくというのは、私は生きたお金の使い道というこ

とで考えれば、海外留学だけではなく、他の事業を今後は検討すべきだと思っております。

(私学振興費について)

次に、私学助成についてお伺いします。決算説明資料の県民5のところですが、私学助成を行っているのは承知しておりますが、先般、学校法人自然学園に対する補助金の返還が行われることが発表されました。平成26年161万円、平成27年158万円、加算金年10.95%を加えて400万円近くになると報道があり、つい最近わかったということでしたが、昨年はなぜわからなかったのでしょうか。まずお伺いします。

井上私学・科学振興課長 私立学校に対しましては、定期的に会計等の指導検査を実施しているところでございます。具体的な内容を申しますと、法人の運営が適正に行われているのか、学校教育が適正に行われているのか、法人の会計が適切に処理されているのかといった内容について検査をしているところでございます。検査は限られた時間や人員体制の中で、できる限り効果的・効率的に行っているところでございますが、今回、自然学園の事務処理が適切に行われていないのではないかという外部からの情報に基づきまして検査を行い、不適切な事案が明らかになったところでございます。

小越委員 外部からの情報でわかったという話ですが、山梨県の学校法人会計等指導検査実施要綱によりますと、指導検査はおおむね3年に1回の割合で実施する、ただし、必要が生じた場合は随時実施する、と書いてあります。普通は3年に一度ですが、調べてみたら、この学校法人自然学園は、毎年、指導検査をされております。24、25、26、27、28と毎年やっているわけです。本当は大体3年に一度のところを毎年毎年やっていた。なぜ毎年やっていたんでしょうか。普通は3年に一度のところを。

井上私学・科学振興課長 おおむね3年に一度という目安でやっておりますが、検査に入って指導事項等があった場合には、その状況を確認する意味も込めまして、毎年の検査をしているものでございます。

小越委員 28年は10月4日に検査指導がされております。黒塗りですが、28年10月4日に検査指導が行われ、改善すべき点を通知しております。28年10月4日に行った指導検査では、どのような改善をするべきだと指摘をされたのでしょうか。

井上私学・科学振興課長 検査結果につきましては、情報公開条例上、公にすることにより当該法人の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するものでございまして、非開示情報とされているため申し上げることはできませんので御了承いたします。

小越委員 そうであったとしても、ここの黒塗りのところはこれだけページがあるわけですよ。28年。その前の年も2ページも3ページも黒塗りのままであります。改善すべき事項が毎年毎年通知されてきたわけですよ。それは県が毎年毎年、指導検査に行って、ここを、ここをということをチェックしてきたわけです。それにもかかわらず、外部からの情報があってやっと今回明らかになったということは、あまりにずさんな検査をしていたと思います。今の課長がそれを見つけたの

で、今の課長を責めるわけではありませんけれども、この間ずっと、毎年毎年、検査をしながら見つけることができなかつた。こんなに改善事項を出しておきながらですよ。それを改善したかどうかを確認せずに放置しておいたということは、この補助金は税金を使っていて県費も入っているわけですから、不適正なことを見逃していたということは大きな問題だと指摘しておきたいと思います。

( 重度心身障害者医療費助成制度について )

次に福祉保健部のことについてお伺いいたします。まず福 6 ページ、重度障害者の医療費助成制度についてお伺いいたします。重度障害児の窓口無料制度は復活いたしましたけれども、重度障害者、大人のほうは窓口無料が廃止されたままになっております。そこでお伺いします。昨年度の重度心身障害者医療費助成の予算額と執行額についてまずお伺いします。

山本障害福祉課長 昨年度の重度心身障害者医療費助成事業費の予算額は 1 6 億 5,0 4 8 万円余、決算額は 1 5 億 1,2 5 6 万円余でございます。

小越委員 1 6 億 5,0 0 0 万円余と 1 5 億 1,0 0 0 万円余で 1 億 4,0 0 0 万円ぐらい乖離があるんですけれども、これはなぜですか。

山本障害福祉課長 重度心身障害者医療費助成制度の運用に当たりましては、まず自立支援医療費あるいは小児慢性特定疾病といった他の公費助成を優先して適用することになっておりまして、自動還付方式への移行を機に、県がこれらの制度の積極的な活用を啓発したことにより、重度心身障害者医療費助成制度から他の制度への切りかえが進んだことから、結果として 1,3 7 9 万円余りの助成額の減少につながったものと考えられます。

小越委員 平成 2 6 年に窓口無料をやめたときから、2 1 億、1 8 億、1 7 億、1 6 億と、どんどん減ってきているわけですよ。それで、自立支援医療や小児慢性特定疾病に切り替わったと言うのですけれども、その件数や金額はどのくらいなのでしょう。

山本障害福祉課長 自立支援医療費及び小児慢性特定疾病にどの程度の件数、金額が移行したかということは把握しておりません。

小越委員 把握していないのに、その理由と言えるのですか。把握していないのに、それによって事業費が減ったと断定することは不適切です。ちゃんと調べていただかないと、なぜこのように事業費が減ってきたのか理由が見つからないと思います。

もう 1 点、この重度心身障害者医療費助成制度は自動償還払いされるということで、貸付制度や自動償還がありますから今までと変わりません、とおっしゃっていましたが、2 カ月以内に自己負担分を完納しないと自動償還されません。その後、自分で手続しないと返ってこないのですけれども、昨年度、2 カ月以内に自己負担金を完納せずに自動償還されなかった方は何件、金額にしてどのくらいあったのでしょうか。

山本障害福祉課長 重度心身障害者医療費助成制度におきましては、お支払い額に応じた還付を行うために、医療機関の診療月の翌々月の 1 0 日までに未払いの方の未払い情報等を医療機関から国保連合会に、これは審査、支払いを行っている機関でございますが、こちらに提出して、自己負担分をお支払いいただけない方の還付手

続を停止することになっております。医療機関と国保連合会との間での例月処理となっているため、県ではその件数や金額について実態を把握しておりません。

小越委員

実態を把握していないにもかかわらず、持続可能な制度ですから、自動償還ですから大丈夫ですって言うのは違うんじゃないですか。2 カ月以内に払わなかったら自分で手続きに行かなきゃならない。それをやっていない方もいるかもしれない。それが事業費が減っている理由でもあるんじゃないですか。どうして把握しようとしないうんですか。全ての医療機関、また、全ての国保連合会、市役所等に聞いて、何件未払いだったのか、自動償還されなかった金額をどうして把握しなかったのですか。

山本障害福祉課長 県では、窓口での支払いが困難な受給者のために重度心身障害者医療費貸与制度を設けており、受診後の貸付にも対応していることから、医療費が支払われないということは、適正に活用していただければ、ないと考えております。

また、先ほど、事業費が減っているというお話がございましたが、この間の保険者負担分を含めた総医療費は変わっておらず、毎年 4 2 0 億円程度で推移しておりますので、事業が縮小したということはありませんけれども、障害者に対する医療の提供が少なくなっているということはありません。

小越委員

質問に答えられないんですね。貸付のことにごまかされてしまうわけですよ。違うと思います。そもそもペナルティーを回避するということが窓口無料は廃止されたのですけれども、ペナルティーとして県で約 4 億円、市町村も合わせると 8 億から 9 億円ありました。ペナルティー分を障害者施策に充てるとずっと答弁されてきました。じゃあ、昨年度はこのペナルティー分約 4 億円をどのような障害者施策に充てたのですか。具体的に事業と金額を教えてください。

山本障害福祉課長 ペナルティー回避分は障害者施策の充実に充てるということを、議会におきましても説明させていただいているところでございます。このことに基づきまして、平成 2 7 年 2 月には精神科救急医療体制を 2 4 時間化するとともに、同年 4 月には富士東部地域に障害児のための小児リハビリテーション診療所を開設したところでございます。また、知的障害のある生徒に職業教育を行う県内初の高等支援機関、高等支援学校桃花台学園を開校するなど、施策の充実に努めているところでございます。そのほか、わかば支援学校等の整備及び運営費にこれらのペナルティー回避分を充てさせていただいているところでございます。

小越委員

わかば支援学校や桃花台学園は福祉費、民生費じゃありませんよね。教育費ですよ。そこに充てたということをはすりかえだと思えます。重度障害者の方々が、経済負担が大きくなり、受診困難になっている事例をしっかりと調査していただきたいと思えます。わからないとか調べていないとかでは、制度の持続が可能になっているとは到底言えないと思えます。

( 保育所等の待機児童数について )

もう 1 点、保育のことについて伺います。主要施策成果説明書 6 1 ページ、待機児童の問題です。主要施策成果説明書によりますと、山梨県はずっと保育所の待機児童数が、基準年、平成 2 6 年、平成 2 8 年、平成 3 1 年も含めてゼロ人と。保育所の待機児童数ゼロ人達成となっておりますが、待機児童ゼロとどうして言えるのかまずお示してください。

小野子育て支援課長 待機児童数については、国が実施している調査がございます。これは毎年 4 月と 10 月に実施をしておりますけれども、その調査に基づきまして、市町村から待機児童なしと報告を受けているところでございます。この調査につきましては、細かい調査要領がございまして、その要領に沿った報告となっております。

小越委員 厚生労働省が 3 月 31 日に発表している、平成 28 年 4 月の保育園待機児童のその後のことです。厚生労働省では待機児童の定義について、この間、何回も検討しております。求職活動をやめたときの扱い、特定の園を希望している方の扱い、それから育児休業中の扱いです。山梨県はこういった方を待機児童の数にカウントするんですか。

小野子育て支援課長 委員おっしゃられたとおり、待機児童の調査につきましては要領が定められております。その中で、例えば、求職活動を休止中の方ですとか、自治体が補助をする認可外施設を利用する場合ですとか、育休中に単に利用予約をする場合、また、利用可能な施設があるにもかかわらず特定の施設のみを希望するようなケースにつきましては、待機児童の中にも含めないというルールとなっておりますので、国の要領に基づいて、そういったケースについては待機児童の中には含めておりません。

小越委員 違いますよね。それは山梨県がそうしているのであって、この厚生労働省の 29 年 3 月 31 日発表の、平成 28 年 4 月の待機児童の 10 月時点の状況を見ますと違うんですよ。4 月にゼロと言っている県は幾つもあります。新潟、富山、石川、福井、山梨、長野はゼロです。しかし、鳥取、広島、高知、宮崎は、4 月はゼロですけども、10 月になると待機児童が発生しているんです。新潟県は 4 月はゼロですけども、10 月になると 22 人発生しております。鳥取県も 82 人発生しています。広島 48 人、高知 21 人、宮崎 50 人。4 月のときはゼロだけど、10 月になると待機児童が発生している。それは、育児休業が終わって 10 月から復帰したい、しかし保育園に入れたい、そういう方々がいらっしゃるんですよ。山梨県はそういう人はいないんですか。

小野子育て支援課長 委員がおっしゃられたとおり、育休明けの年度途中の入所というのは近年、希望が非常に多くなっているところでございますが、山梨県におきましては現在のところ、育休明けの年度中途に入所できないケースがあったという報告を市町村からは受けておりません。年度中途に待機児童が発生した場合につきましては、市町村が受け入れ可能な保育所に対して保育の実施を求めているところでございますし、県といたしましても、市町村が利用調整を行う際には、保護者の方から希望する開所時間や場所といった意向をきちんと確認した上で、利用可能な保育所がほかにあるということを丁寧に御説明するよう、助言しております。

小越委員 実態を知ったからですよ。皆さんのところの方だっていると思いますよ。私も知っているのです。育児休業明けに 1 歳になっていたとしても、4 月時点でゼロ歳の方はゼロ歳児の保育に入るんですよ。2 歳になっても 4 月時点で 1 歳だったら 1 歳児のクラスに入らなきゃならない。ゼロ歳・1 歳児のところがあきがないんですよ。仕事に復帰したい。職場もそれを待っている。だけど保育園がないから入れない。それで申し込まずに我慢して、育児休業明けの方は待機児童にもなれないんですよ。皆さんのところにもいると思います。特に甲斐市や笛吹市、甲府市はいっぱいです。入れません。10 月、11 月に育児休業が明けたからゼロ歳児に入りたいと言っても、あいているところ、あるかもしれませんが、

職場からものすごく遠い。甲府の近くの、お姉ちゃんが行っているところのすぐ近くに行きたいけど、遠くだったらあいているからそこに行ってくださいって、そんなことができますか。働いていることを考えてみれば。送り迎えもしなきゃならないんですよ。できるわけがないでしょう。だから諦めて育児休業を延ばさなきゃならない。どうするんですか、そのときに。

例えば、岡山市は前は待機児童がゼロでした。しかし、昨年 134 人、今、729 人なんです。岡山市は定義を変えたんですよ。同じ岡山市内の中でも、遠いところだと通いきれない。甲府だって甲府の中心部にいたら、南のほう、中道は保育所あいていますよっていわれたら通えますか。通えないですよ。待機児童の定義を変えれば、こんなふうに変わってしまうんですよ。山梨県だって、今、皆さんのところにも、多分、育児休業明けに 11 月、12 月に入れられない方、いっぱいいますよ。山梨県内中どこでもいいから探して行ってくださいっていうわけにいかないですよ。仕事する関係で。どうして育児休業明けのところを定義に入れられないんですか。入れることを考えなかったんですか。お聞かせください。

小野子育て支援課長 国の要領がございまして、その中で、開所時間が需要に応じており、自宅から 30 分未満で通園が可能な場合などについては、待機児童の中に含めないということが表示をされているところがございますので、全国的にもこの国の要領に沿った調査となっていると考えております。

小越委員

そこがやはり、働くお母さんやお父さんの立場に立っていないんですよ。ほかの県ではそのように変えています。20分、30分というのも、職場と反対方向に20分行って、また帰ってきて職場に行くのとは全然違うじゃありませんか。働き続けることができないですよ。どうしてそれが働く女性を応援することになるんですか。山梨県が待機児童ゼロっていうのは、これはうそですよ。これをゼロだってずっと言っていること自体がおかしいですよ。

そして、もう一つお聞きしたいのは、たとえその保育園が、じゃあ受けましようと言ったとしても、保育士がいないと受けられないですよ。じゃあ、うちのところでお1人ぐらいだったら受けましようといっても、保育士の基準があります。保育士がいないと受けられない。保育士を途中で確保するためにどのようなことをされているんですか、去年は。

小野子育て支援課長 山梨県におきましては、産休明けの年度途中で入所ができないというケースが生じないように、産休・育休明けの児童が円滑に保育所に入所ができるようにするため、1歳児の保育を担当する保育士を加配した民間保育所や幼保連携型認定こども園に対して市町村が助成した場合に、県が2分の1補助をする制度を設けております。

また、保育士確保ということは非常に重要なこととございますので、昨年度から山梨県の保育課題等検討委員会を創設いたしまして、その中で保育士の養成学校の学生を対象としまして、保育所や認定こども園などの見学会を実施したり、また、保育士の就職応援フェアを実施したりするなど、保育士確保に努めているところでございます。

さらに、実際に保育士の資格を持っていながら保育士として働いていない方、いわゆる潜在保育士と呼ばれている方とございますが、そういった方の復職も進めたいと考えておまして、一定期間、県内の保育所等に勤務をした場合については返還が免除となる、大変有利な貸付制度を28年12月に創設し、今年度からスタートをするなど、保育士確保に努めているところでございます。

小越委員

これは甲斐市立保育園保育士募集の広告です。1 2 月です。途中からお子さんが入ってくると保育士を雇わなきゃならない。ここでもう育休明けってわかるわけですよね。1 歳とかになったら入るから、本当は予約をしておきたい。だけど保育士は実際の子供の数でしか保育単価がきませんから、保育士を雇用するお金がどこにもないわけですよ。だったら、育児休業明けにこの保育園を予約してあるのであれば、その間の保育士の給料を確保する、援助する、そういう制度を笛吹市ではちょっとですけれどもやっていますけれども、そういうことをしないと保育士は確保できませんし、公立は予算がありますから、9 月途中から保育士を急に 1 人雇うっていうわけにいかないわけですよね。

私は、この待機児童ゼロっていうことをこうやって掲げていること自体が間違いだと思います。しっかり調査してください。だって、ほかの県で 10 月になると 20 人も 80 人もふえるんですよ。山梨県だけふえないなんて、そんなことはあり得ませんよ。ちゃんと育児休業明け、それから特定の園を希望する方も含めて、この厚生労働省の議事録でも、育児休業が明けるときに本当は職場に復帰したいけれども、保育園があかないばかりに育児休業を延長せざるを得ないという場合は待機児童に含めるべきだという声が多数を占めています。山梨県もこの待機児童の定義を見直すことを私は提案してこの質問を終わります。

質 疑

森林環境部・観光部関係

(健全で豊かな森林づくりの推進について)

遠藤委員

まず、森林環境部のことで質問をさせていただきたいと思います。今、大河ドラマで「直虎」をやっていますけれども、材木を売るだけではなく、メンテナンスといいますか、森林の再整備ということにも着目をして見させてもらい、改めてこの主要施策成果説明書の 32 ページにあります健全で豊かな森林づくりの推進ということに興味を持ちました。第 2 期計画の策定に取り組んでいたということですが、その第 2 期計画の内容をお伺いいたします。

桐林森林環境総務課長 森林環境保全基金事業の第 2 期計画につきましては、第 1 期計画と同様に、多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり、木材・木質バイオマスの利用促進、及び社会全体で支える仕組みを大きな 3 本柱といたしまして、具体的には、荒廃した民有林の整備を進めるとともに、小中学校などへの県産材を使用した学習机や椅子の導入支援、保育園、小学校等が行う森林体験活動への支援などを実施することとしております。

遠藤委員

第 1 期計画から第 2 期計画ということで、その連動性もあるわけなのですが、その辺についてどのような変化といいますか、動き、考え方があるのかお伺いいたします。

桐林森林環境総務課長 第 1 期計画につきましては、平成 24 年度の森林環境税を導入し、1 期目の 5 年計画を決めたところであります。その第 1 期計画につきましては、先ほど答弁をいたしました、多様な公益的機能の維持増進を図る森づくりということで荒廃森林の整備、それから木材・木質バイオマスの利用促進ということで県産材の利用促進、社会全体で支える仕組みということで県民の皆様に森林整備の重要性、意義を理解していただくといった 3 本柱をつくったところであります。この平成 28 年度に第 1 期計画が終わり、平成 29 年度から第 2 期計画を実施していくということで、28 年度に県民の皆様にアンケートや説明会などを実施す

る中で、この第 1 期計画の 3 本柱を引き続き続けていくというところを説明し、理解をいただき、第 1 期計画を踏襲する形で第 2 期計画を策定したところであります。

遠藤委員 事業の執行だけでなく、収入である森林環境税についても御理解をいただくため、県民への周知も必要だと思いますけれども、その辺も含めて、県民への周知についてはどのようなお考えがあるのでしょうか。

桐林森林環境総務課長 県民の皆様への周知の取り組みにつきましては、森林の役割や林業の現場への理解を深めてもらうための森林整備の現場見学会を開催するとともに、森林環境税について知っていただくための情報誌「木もれ日」の発行、また、県民の日記念行事など、県のイベントでのパネル設置、県のホームページや市町村広報紙を活用する等、県民の皆様への周知を図っているところであります。

(観光産業活性化の総合的な推進について)

遠藤委員 次に、観光部のほうの質問を何点かさせていただきたいと思います。こちらは主要施策成果説明書 2 ページになります。観光産業活性化の総合的な推進ということでもありますけれども、やまなし観光推進機構の日本版 DMO としての再編に向けた調査・検討の実施ということで、インバウンドビジネスの受け皿としての DMO、体制づくりということだと思えますが、調査・検討の具体的な内容についてお伺いいたします。

内藤観光企画課長 日本版 DMO としての再編に向けた調査、検討につきましては、28 年 6 月補正予算に地域連携 DMO 整備調査検討事業費として計上させていただいておりまして、本県における観光産業の稼ぐ力を高めて、さらなる活性化を図るために、その核となる組織として、やまなし観光推進機構を日本版 DMO として再編するための調査検討を行ったものとなっております。

まず、調査の内容についてでございますけれども、DMO の整備検討調査委託事業といたしまして、本県の特性等も踏まえた中で、日本版 DMO とするためにどのようなことが必要かということで、実際に整備をすべき機能、組織、それから専門人材の活用を含めた人員体制、その人員要件や職務内容、実際に活用するためのデータ収集や分析の方法、それから DMO として地域支援等として取り組むべき自主事業等を把握するための調査を行いました。

また、県の進める機構の DMO 化につきまして、幅広い分野からの御意見を聞くために、学識経験者、地域連携 DMO を検討している町村の観光担当部局、それから中小企業の支援、関係機関を委員といたします検討委員会を設置いたしまして、調査結果の報告内容等も提示した中で、幅広く意見、提言等を伺って検討を進めさせていただきまして、DMO 化に向けた推進体制を決めさせていただいたところでございます。

遠藤委員 組織や体制について検討したということですが、これは具体的に見直しをしたということで理解してよろしいでしょうか。

内藤観光企画課長 そういった調査検討を踏まえまして、本年 4 月から新しい体制をスタートさせていただいております。

遠藤委員 この DMO を核として、組織、そして新設したツーリズムビジネス活性化センター、こういったものがしっかりと機能して、インバウンドビジネス、稼ぐ力を



つくり出していくということなのですけれども、この取り組みについてお伺いいたします。

内藤観光企画課長 組織体制を見直しまして、観光消費の拡大や観光事業者の収益力向上を支援するため、新しくツーリズムビジネス活性化センターを設け、そこに観光事業者に対する経営改善支援、生産性の向上の機能や観光客の動向データなど市場データの分析に基づいた支援を行うためのマーケティング機能を備えました。そこに経営改善支援としまして、あずさ監査法人とか、ANA総合研究所のほうから専門人材等を配置し、また、金融機関から職員派遣などを受けまして、今、体制整備を進めているところであります。

また、機構の既存の組織も見直しまして、観光プロモーションや着地型商品の造成などについての見直しも図っておりまして、周遊観光や平日、冬季の誘客等の強化を図っております。

また、特に稼ぐ力を支援するためということもありまして、町村や観光協会などの関係団体、旅館、ホテルなどの宿泊業、それから観光産業が非常に幅広いということで、物産や運輸関係の事業者というものもかかわりが深いので、聞き取り調査を行って、具体的な経営アドバイスや外国人インバウンドの対応に必要なパンフレット作成等の支援などを行っているところであります。

また、専門的な経営指導等が必要な場合には、外部の専門家を派遣してその経費を助成するほか、特に観光事業者向けには生産性向上の重要性を広く理解していただき、みずから経営改善に取り組んでいただけるよう、例えばITを活用した予算決済システム、顧客情報の管理、共同購入などについての生産性向上講座を開催しております。このほか、専用メールマガジンや圏域ごとの説明会を実施いたしまして、そういった生産性向上の取り組みに役立つような先進事例や国の補助事業、融資制度の紹介、それから、観光客のアンケート調査等の市場データ等の分析結果などの提供を行いまして、観光事業者の生産性の向上等について支援をしているところでございます。

(外国人観光客受入環境の整備促進について)

猪股委員 観光部についてちょっとお聞きします。主要施策成果説明書の30ページに記載されている外国人観光客受入環境の整備促進の事業内容について、何点かお伺いいたします。2020年の東京オリンピック・パラリンピックを控え、外国人観光客の受け入れ環境の充実を図るため、外国語による観光案内ができる人材の育成は非常に重要であると思っております。そこで、平成28年度から実施されている地域限定特例通訳案内士の養成研修についてお聞きします。まず、昨年度、研修を修了した者は70名とのことですが、研修への応募状況や、選考過程はどのような状況だったのか伺います。

古谷国際観光交流課長 まず、研修への応募状況についてでございますが、受講上限100名を大幅に上回る200名を超える申込がありまして、事前に一定レベルの語学力を持っているかといったことを審査しまして、100名の受講者を決定したところであります。また、平成28年8月から9月にかけて研修を実施しまして、研修で学んだおもてなしの心構えであるとか、専攻言語でのガイドスキルの習熟度などを審査しまして、最終的な研修修了者として、英語42名、中国語24名、タイ語4名の計70名の合格者を決定したところであります。

猪股委員 わかりました。次に、合格者は十分なスキルを身につけている必要があると考えますが、研修の内容として具体的に何を行ったのか、その辺をお伺いします。

古谷国際観光交流課長 研修は昨年(平成28年)の8月上旬から9月中旬にかけ、土日を中心に計50時間程度実施をいたしました。科目としましては、おもてなしの心構え、本県の観光資源の魅力、救命救急、語学研修、予定管理、ガイドスキル、現場実習など、実践的な研修を行ったところであります。

猪股委員 最後になりますが、養成した地域限定特例通訳案内士については、今後一層活躍されることを期待しておりますが、これまで実際にどのような活動をされているのか、その辺について伺います。

古谷国際観光交流課長 地域限定特例通訳案内士として登録された方々につきましては、例えば、青木ヶ原樹海のガイドツアー、富士講体験のガイドツアーや民間団体主催のサイクリングツアー、あるいは外国人観光客へのアンケート調査、そして直接の通訳ガイドではございませんけれども、例えば県立大学の観光コースの非常勤講師など、さまざまな活動を行っているところでございます。

(森林の観光・レクリエーションの利用の促進について)

卯月副委員長 主要施策成果説明書35ページについてですけれども、最上段の森林の観光・レクリエーションの利用の促進の、施策・事業の概要及び成果に、県有林を中心とした森林の多面的利用を進めるため、森の癒し効果を活用した地域産業との連携など、観光やレクリエーション等の場としての利用を促進した、とありますけれども、具体的に取組みました内容についてお伺いします。

鷹野県有林課長 主要施策成果説明書35ページ、上段右側に記載の項目に沿って御回答いたします。まず、保健休養機能を活用した森林利用の検討についてですが、企業、団体が森林レクリエーション活動に利用できる場を、森林文化の森などに設定をするとともに、昨年度はノルディックウォークなどのレクリエーションプログラムを作成し、本年度、利用する企業、団体の募集を開始したところでございます。また、森林景観整備の実施としまして、三ツ峠登山道など7カ所について、眺望を阻害する樹木の伐採など、景観に配慮した森林の整備を行いました。さらに、市町村や観光協会から魅力的な森林や周辺施設などの情報を得まして、やまなしの魅力ある森林スポット100選の選定を行い、周辺の観光スポットと組み合わせたモデルコースをあわせて掲載した冊子を作成し、配布をするとともに、ホームページや県内広報番組などで広く情報発信をしたところでございます。

卯月副委員長 わかりました。この施策の取組み、事業としまして、説明資料の森5では、県が管理する森林公園である武田の杜や金川の森、昨年度まで県が管理していた県民の森など、森林公園の管理等が実施されていますけれども、これら森林公園の利用状況について教えていただきたいと思っております。

鷹野県有林課長 3つの森林公園につきましては、利用者は増加の傾向にございまして、3施設全体の利用者が平成26年度に40万人を超えたところでございます。昨年度につきましては、武田の杜が10万人、金川の森が30万4,000人、県民の森が1万2,000人であり、全体で41万7,000人となっております。

卯月副委員長 関連した質問は一般質問でもさせていただきたいと思っておりますけれども、今後も美しい森林環境の整備や森林のレクリエーションの場として活用を促進しまして、観光客の方々の満足度向上を図るとともに、県内外に広く本県の森林の

魅力を情報発信して、利用者の増加につなげていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

( 県有林の土地貸付料について )

小越委員 決算説明資料、森 13 と 16 ページ、県有林地の貸付料について、不当であったのではないかという立場から質問いたします。県有林地の貸付料が 23 億円ありますけれども、例えば山中湖別荘、富士急行に対する貸付の単価が 91 円、北杜市清里駅裏 85 円、エイトカントリー別荘 68 円、清里の森 174 円ということで、大変安い単価で貸し付けているんですけれども、それは山林原野で評価しているからとのことですが、なぜ山林原野で評価してきたのでしょうか。

鷹野県有林課長 まず、県有林でございますので、県では山林の状態です。貸付を行いまして、その後、借受人が造成等にかかる費用を投下して、現在の状況になっております。そのようなことから、造成前の山林価格の評価をもとに貸付料を算出しております。なお、山林価格の評価に当たっては、利用目的を踏まえた価格を適用しております。別荘地の場合は住宅地へ転換しつつある、いわゆる宅地化が見込まれる山林価格を適用しているところでございます。

小越委員 森 16 ページに、県有資産所在市町村交付金というのがあります。県有地ですので、市町村には固定資産税が入ってこない。借りている人も固定資産税を払わなくていいので、その分を県が市町村に交付するという制度ですけれども、先ほど、貸し付けた土地は住宅地になる可能性のある山林と評価したというのですけれども、そうしますと、この交付された県有資産市町村交付金というのは、山林原野ではなく住宅地になる可能性のある山林ということで金額が決まったということですか。

鷹野県有林課長 あくまで山林の状態のうち、宅地化が見込まれる山林の取引等の事例から価格を算定しておりますので、その価格は何かということと山林の価格でございますが、例えば山林は奥地と市街地に近いところで価格差等がございますから、別荘地については宅地化が見込まれる山林の価格を適用しているところでございます。

小越委員 別荘地は宅地化が見込まれる山林の価格といたしますけど、普通の住宅ですよ。別荘になると住んでいる方もいますから。交付額はたしか固定資産税評価の 1.4% という計算式だと聞いたのですけれども、宅地化が見込まれる山林ではなく、普通の住宅地、宅地ということで評価をすると幾らになるんですか。

鷹野県有林課長 県では貸付にかかる価格の調査は、委託した専門家により行っていますが、それはあくまで別荘地であれば宅地化が見込まれる山林の価格でございます。住宅地における価格の調査は行っておりません。

小越委員 やはり、住宅地のほうがもっと高い評価になると思いますので、差額が出てくると思うんです。例えば、私、前の委員会で聞きましたけれども、北富士演習場は 1 平米 130 円ぐらいの貸付料だと聞きました。リニア残土の境川のところは 2 万 9,000 平米の雑種地で 272 万円が交付されています。ここは 6,858 ヘクタールです。そうしますと、ざっと境川を基準にしてみましても、23 億円というのは、ましてやこここのところだけとりますと、ものすごく安いんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

鷹野県有林課長 所在市町村交付金の交付につきましては、国有資産等所在市町村交付金法に基づき算定をしているところでございます。同法において交付金は県が所有する財産の価格をもとに算定すると規定されておりまして、県が貸付を行っている資産はあくまで山林の価格と考えております。

小越委員 山林という価格評価で行きますから、ずっと市町村への県有資産所在市町村交付金も少ないわけですね。そうしますと、該当する山中湖村や北杜市などは、本来は固定資産税として入ってくるべきものが、山林として評価されて交付されるものですから、収入が少なくなってくるんじゃないでしょうか。その点について地元から御意見などはないんでしょうか。

鷹野県有林課長 先ほど言った国有資産等所在市町村交付金法においては、それを交付する前に交付先の市町村に意見を伺うとこととされており、事前に通知をしているところでございます。今までの経緯の中で、市町村から額が不当であるというような意見は出されていません。

小越委員 最後に、この山林のまま評価するというのは、これからも継続していくのでしょうか。それはどうして続くのでしょうか。

鷹野県有林課長 あくまで県が貸付を行ったのは山林の状況でございます。その後、借受人が投資して現在の状況になっていることを評価に付加することは適切でないと考えております。ですから、県が貸し付けている財産は、あくまで山林の状況で評価すべきものと考えております。

小越委員 私の意見とすると、県有地だったら安いけれども、その隣の私有地だと違うということは、あまりに評価が違うと思います。借りている方にとってみても、隣の方はこんなに安いのにこっちはこんなに高いということになりますし、この山林原野で評価すること自体がそもそも違っていると思います。不当な扱いだと思いますので、私はここに反対いたします。

## 質 疑 総務部・出納局・教育委員会関係

(予算現額と歳入歳出総計について)

前島委員 前もってページをお伝えしていなかったのですが、私は個別事業の質問ではないものですから、決算説明資料の1ページから6ページの総計のところ、また、監査委員の決算審査意見書の、まずは2ページとか7ページの辺を参考にさせていただきたいと思います。平成28年度の予算現額と歳入歳出総計について、ここでは一般会計に絞りましてお話を伺いたいと思っています。予算現額5,015億3,900余万円に対しまして、歳入決算額4,619億6,300余万円で、予算と決算の差額は395億7,500余万円となっているわけでございます。また、歳入決算額から歳出決算額4,559億8,800余万円を引いた形式の収支額は59億7,500余万円、実質収支は22億2,900余万円と、一応黒字を示しておりますけれども、御承知のように単年度決算の原則から見ますと、この予算現額と歳出決算額の差額は455億5,000余万円の減少となっているわけでありまして、パーセントで言うと9.1%ぐらいの額が減となっている。

なぜ私はこの話をするかということ、県議会は審議権と決算の認定権を有しているという点で、非常に関心を持って、1年前に審議した予算に対してこういう結

果が出ていることについて、改めて伺ってみたいということでございます。その点についてまずお伺いをさせていただきます。

泉財政課長

まず、今回の予算額と歳出決算額の 4 5 5 億円の差額については、翌年度への繰越と不用という 2 つの要素で成り立っているとお考えいただければと思います。28 年度における繰越額は 3 1 4 億円余でございますが、その特徴について申し上げますと、大きな要素としては公共事業でございます。平成 28 年度経済対策で 1 1 0 億円程度の経済対策を行ったり、消防防災ヘリコプターという臨時的な経費がございましたが、こちらの適切な工期を確保するためにやむを得ず繰越をしたということで、3 1 4 億円余という繰越額になっています。

もう一方の不用額についてですが、こちらは例えば、貸付金が見込額を下回った商工業振興資金特別会計の繰出金といったものの執行残によりまして 1 4 0 億円余になっております。なお、不用額につきましては、前年度に比べて 3 6 億円余減少していきまして、引き続き縮減に努めてまいりたいと考えています。

前島委員

後で全体的な意見を述べますけれども、今ちょっと説明がありましたけれども、翌年度への繰越額が 3 1 4 億 6, 2 0 0 余万円、不用額が 1 4 0 億 8, 8 0 0 余万円となっていますよね。この金額を合計しますと、ほぼ予算現額と歳出決算額の差額の 4 5 5 億円になるわけですね。そういう状態の中で、この予算編成と執行計画について適正かどうかという点で御所見を承りたいと。課題が何かあるのではないかという感じもしているわけでございます。その点をお伺いしたいと思います。

泉財政課長

こちらの不用額、それから繰越額についてでございますけれども、こちらは毎年度、28 年、それから 29 年度もそうですけれども、年度当初には公共事業の早期執行を公共部局のほうで進めていますし、財政課では査定のタイミングでしっかりと必要な額を適切に見ています。一方で、計画的に行うためにやむを得ず繰越を行う部分でありますとか、あとはどうしても、例えば経済状況が変動したときにすぐに貸し出しができるような、先ほど申し上げたような商工業振興資金でありますとか、商工業振興特別会計の繰出金といった、いざというときに対応しておかなければいけないという予算もございますので、どうしてもこういったものは出てくるところでございますけれども、引き続き縮減には努めていきたいと考えているところでございます。

前島委員

予算現額と歳出決算額の差額が 4 5 5 億。繰越明許費と不用額の合計で 4 5 5 億ですよ。約 4 5 0 億円が予算現額に対して 28 年度に執行が行われなかったということにつながるわけですね。その予算現額に対する割合は、9%を超えている。額がね。私たちが予算審議に非常に真剣に取り組んできている中で、皆さんは執行権者として予算案を提出する、我々はそれを審議する。そして、あなた方にはそれをしっかりと執行をしていただくということが我々が期待をするところですね。今さら釈迦に説法なのですが、いわゆる地方財政運営の基本原則からいくと、収支均衡の原則。予算上の収支の均衡。そして、決算上の収支の均衡を原則として定めている。したがって、予算収支と決算収支をより近づけたものに精査した、いわゆる法定の取り組みの予算編成の中でやっていただくといった、議決権を持つ我々議会に対する努力が必要なのではないかなと。そういう課題を感じているから質問しているんですね。こういう状態がどうだろうか。予算編成をする工程表、あるいは事業執行における工程表がきちんと詰められて計画的に進められているかどうか。例えば、繰越明許についても、前もっての複数年に

わたっての繰越というのは別として、繰越というのは事故繰越とか、緊急、やむを得ない状態で翌年に回さざるを得ない、そういうものだと思うんですね。だから、年度が変わって、上半期のどのあたりでどのくらい繰越金が消化されているかということは、我々がなかなか説明をいただく機会がないんですね。そういうことから考えると、我々は県議会の立場として、できるだけ予算現額と決算額が近づく工夫に邁進する努力を求めたいという一念でこの質問をしているんです。所見を伺いたいと思っています。

泉財政課長

御指摘の点につきましては、しっかりと受けとめてまいりたいと考えております。予算を執行していく関係上、予算編制のタイミングでどうしても積算しておかなければいけない、先ほど申し上げたような、いざというときの経済対応や災害のための備えといったものは、どうしても予算の段階と執行の段階で差が出てしまうことはあると思います。一方で、執行部としてできることはしっかりとやっていくということで、予算査定のタイミングでしっかりと事業量などを見積もった上で査定をすとか、しっかりと計画を見ていくということもあると思います。そういったことを通じて、引き続き繰越の部分につきましても縮減を図っていきたいと考えています。

前島委員

今、我々議会の立場から今申し上げただけけれども、このことについてはできるだけ予算現額に近づける予算編成ですね。それからまた、決算ができるだけそこに近づくように努力をしてほしい。それが我々、議決権を持つ立場への、立場の尊重にもつながることだと思います。お互いに二代表制の両輪の役割を果たしているわけですから、繰越額についてはできるだけ上半期に執行していけるような工程を、やはり時には県議会に示していただくことも必要ではないかなと感じておりますので、参考にしておいていただきたいと思います。それ以上は申し上げます。

(自主財源比率と県債発行額について)

次に、自主財源比率と県債発行額について。これは歳入歳出決算審査意見書の 3、4 ページあたりから 15 ページあたりを見ていただければいいと思うのですが、歳入合計に見る自主財源、依存財源の比率は、自主財源 1,967 億余円で 42.6%、依存財源が 2,652 億円余で 57.4%と、前年に比べますと、いわゆる依存財源がふえて、自主財源が減っているということなのですが、そのうち、県債発行額が 83 億 3,600 余万円増加をしていると。14.2%ぐらいの増になっているわけですね。県全体の県債残高は現在、1兆 74 億余万円。内訳は一般会計が 9,738 億円余、特別会計が 326 億円余、企業会計が 9 億円余となっていると。前年に比べて、確かに努力していることは評価しています。前年度と比べ 107 億 700 余万円の減にはなっていますよね。なっていますけれども、山梨県の類似県に比べますと非常に借金が多いと、ちょっと心配もしているんですね。今後の財政運営の硬直化を非常に懸念しているわけですが、このことについて今後の取り組みを含めて、今、課題としてどのようなことを執行部は捉えているかという点について御所見を承りたいと思います。

泉財政課長

今、御指摘をいただきました自主財源と依存財源の比率についてでございますけれども、もちろん自主財源の獲得には努めてまいりたいと考えています。28 年度の状況について御説明申し上げますと、県債が少し増加をしているという状況がございまして、自主財源と依存財源のシェアが変わってきている部分があります。県債が 83 億円増加しておりますが、これはどういうことかと申しますと、

27年度に交付税がすごく伸びた影響により、翌年度の交付税算定上の税収見込額がすごく伸びた。その税収見込額と実際の税収との差が出てきてしまったために減収補填債を発行したり、あとは例年にはないことでございますけれども、県林業公社の廃止に伴う第三セクター等改革推進債の発行、こちらは61億円余でございますが、こういったものを臨時的に発行することによりまして、依存財源の高まりにつながったということでございます。

ただ、これは短期的なお話でございますが、今後、長期的にはしっかりと財政運営を図っていく必要がございます。今、ダイナミックやまなし総合計画に基づき、実質的な交付税である臨時財政対策債を除いた県債等残高の削減、5年間で750億円という目標を一番に掲げています。こういったものをしっかりと着実に進めていくということ、また、こちらは財政課として特に頑張らなければいけないところですので、一方で県庁全体といたしまして、やはり産業をしっかりと育てるという観点から、まずは税源の涵養、それから税収の獲得、徴収対策、そういったものをしっかりと行うことによりまして、財政運営の硬直化を防いでいきたいと考えています。

前島委員

確かに昨年、28年度は林業公社の廃止ということで、一般会計から繰り出しなどがあって、こういう結果が出ていることは理解をしているわけですが、大変厳しい県債の状況を踏まえて、今後、財政運営のさらなる健全化のための努力を期待したいと、こう思っています。

(県税収入について)

次に、県税収入について。これは歳入歳出決算審査意見書の17ページの辺を参考にさせていただきながら、所見を述べさせていただきます。県税収入済額は954億900余万円、前年度に比しまして22億9,000余万円の減、マイナス2.2%になっています。これは御承知のように、地方消費税を除く法人二税、個人県民税、それから自動車税等の主役のところはマイナスであったことが大きく響いていると思います。この傾向はしかし、いろいろな展望を考えますと、決して一過性の状況ではなくて、県税収入を取り巻く環境は依然として厳しさが続いていくのではないかと、こういうことを感じているんですね。そういう点で、最近県税収入に関して、執行部としてもいろいろ取り組んでいると思いますが、現状を踏まえた県税収入について、所見を伺いたいと思います。

保坂税務課長

まず、県税決算マイナス2.3%という、この傾向が一過性のものかどうかという点についてお答えいたします。県税収入につきましては、ここ数年を見ますと、リーマン・ショックの後、平成21年度から26年度までの6年間につきましては、おおむね820億円台から850億円台のほぼ横ばいで推移してきたところでございますが、27年度決算におきまして、法人県民税、法人事業税のいわゆる法人二税の大幅な増収がありまして、977億円、対前年度比14.4%という大幅な伸びとなったものであります。このため、平成28年度決算におきましては、そういった反動もございまして、マイナス2.3%となったものでございます。ですから、今後につきましては、必ずしもこういったマイナスの傾向が続くものではないと言えるのではないかと考えております。

続きまして、本年度の県税収入でございますが、当初予算では919億円、平成28年度決算に比べますと35億円の減、マイナス3.7%と見込んでいます。ただ、昨年度の見込みの時点に比べまして、主要法人の業績が非常に好調で、上方修正されているところでございますので、今後、税収の上

ぶれというのが期待できるのではないかと考えております。

最後に、今後の取り組みの課題でございます。委員御指摘のとおり、法人二税の割合が高くて、景気の影響を受けやすいといったことを踏まえ、税収を確実にふやしていくためには、徴収率をさらに向上させるということが重要ではないかと考えております。今後とも滞納整理の強化を通しまして、課税したものについては確実に徴収していくということに一層努めてまいりたいと考えております。

前島委員

答弁にありましたように、確かにこのところ大分株価が上がっていると。そして、県内の主力工場として期待しているファナック、東京エレクトロン、その他の重要銘柄の収益増の状況は景気の観測の中で認めるところでございます。ただ、今、お話がありましたように、経済の乱勾配の中で、決して長期的な予測ができない。もう本当に短期の、一、二年の状況、国際経済の状況、また国内の状況などを踏まえて、そういうことになるわけでございます。ただ、株価が上がった、一部のそういういい銘柄の会社が収益を上げる一方で感じる場所は、県内の設備投資が進んでいない。県内の企業の設備投資が、大きな会社においてもあまり見られない。しかも、それを象徴するように、企業立地もあまり進まない。それをまた象徴するように、本県の場合は地価が上がっていない。地価が下落の方向にある。そして、少子高齢社会に向かっている。こういうプラスマイナスの環境にあると、で、個人県民税などの収入も、人口減少が進む、働き盛りの人たちが減少していく社会現象の中では、なかなか予断を許さない。こういう状況の中で県税税収を上げていくということは大変、一喜一憂の状況でありますけれども、何としても今申し上げたようなことについて、具体的にきめ細かい政策を実施して、工場立地や若者の定住など、いろいろなことを含めて取り組んでいく。そして、県税増収の環境づくりを、県庁を挙げて総合的に取り組んでいく必要があると、こんなふうに考えておりますので、その点について部長から御所見をいただきたいと思っております。

鈴木総務部長

まさに御指摘のとおり、県税収入につきましては、もちろん滞納整理ということもやっていく必要がございますけれども、それよりも根本的な問題といたしまして、まさに県税収入の涵養を図ることがあります。委員御指摘のとおり、産業の振興を含めて、あるいは人口増といいますか、まさに全ての施策を総合して取り組んでいく必要があると考えております。その点、総務部は予算の全体を取り仕切る立場でございますので、今の御指摘を踏まえて、しっかり対応していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

( 経常収支比率について )

前島委員

それでは、最後に、経常収支比率についてちょっと伺いたい、所見を述べさせていただきたいと思っております。歳入歳出決算審査意見書の 12 ページを参考にさせていただきながら意見を述べさせていただきたいと思っております。財政運営の目安として、弾力性を示す経常収支比率が前年度に比べて 4.4% 高くなっている。96.7% という決算の状況なんですね。正式には 1 月に総務省から発表されると思いますが、全国都道府県の数値の中で、おそらく去年に続いて山梨県はかなり高い経常収支比率が示されるのではないかと。96.7% というのは大変な高い数字である。このような高い経常収支比率を改善するためには、いろいろな施策の展開が必要なのですが、財政運営について思い切った改革的な発想や、県出資法人の各公社等々の改革プランの着実な実行だとか、あるいは、新しい事業計画の策定に当たって極めて堅実な、赤字にならないような計画を立てて公共施設



などはつくっていかねばならない。このように感じているんですが、それとあわせて非常に感じておりますのは、去年に比べて、この二、三年の状態を見ると行政経費が非常に上がっていますよね。行政経費が上がるということは、県民向けの投資経費、県民投資の額が数年前は 1,000 億円台ぐらいだったのだけでも、今度の決算では 815 億ぐらいじゃないですか。行政経費は 51% を超えている。半分以上行政経費という状況にあると思うんですね。その点についてどのように受けとめているのか。その点について所見を伺いたと思います。

泉財政課長

今、御指摘のありました経常収支比率でございますが、こちらにつきましては、平成 27 年度から 28 年度にかけて、先ほどお話がありましたとおり、4.4 ポイント上昇しております。こちらにつきましては先ほど少しお話しさせていただきましたが、27 年度に法人二税の税収が非常に伸びたことに伴い、28 年度の交付税が減るといった傾向がございます。そしてまた税収の影響もございまして、経常収支比率の分母にあたります経常一般財源が大幅に減少したことが要因でございます。逆に申しますと、分子のほう、分子というのは義務的な経費、例えば人件費、公債費といったものが当たるわけでございますけれども、こういったものが、これまでの行財政改革の効果で 28 年度は減少しております。ですから、分母の減少が分子の減少を上回る影響を与え、経常収支比率が上昇したということでございます。その点につきましては御説明を申し上げたいと考えております。

それで、経常収支比率の上昇は一般的によろしくないという傾向がございますので、まずは先ほどからお話が出ておりますけれども、税源の涵養であるとか、自主財源の確保に努めるということございまして、また、改革というお話もいただきましたけれども、やはりまず財政当局といたしましては、県債等残高の削減、それから総務部全体にかかわるような話ですが、行政評価などを活用した事務事業の見直しなど、各部局と連携しながら、さまざまな取り組みを通じまして、財政構造の弾力性の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

前島委員

今昔の感があるのですが、地方財政の場合、経常収支比率については大体市町村の段階で七十五、六%が適当ではないか。都道府県については、80%台を一つの目安として、それが望ましいと。長い間議員をやらせていただく中で、そんな感じで目安として捉えてきたんです。今は昔の今昔の感があって、山梨県ばかりではなく、みんなどこもを超えている状態であることはたしかなんです。ちなみに、このことについて財政課長の立場で、経常収支比率はどの辺が望ましいと考えているか、所見を聞きたいですね。

泉財政課長

経常収支比率の定義から申しますと、まずは義務的な経費、先ほどから申し上げております人件費、公債費、それから扶助費といひまして、いわゆる社会的な要素の部分が合計されて分子の部分は形成されるということございまして、一般的には先ほどから申し上げておりますとおり、財政の硬直性の観点から申し上げますと、低いことが一般的には望ましいとされております。ただ、状況にもよりますので、先ほども申し上げましたとおり、例えば税収が落ち込んでいるなど、分母の部分にあたる、いわゆる使えるお金が少ないということであっても、必要な経費は当然かかってくるわけでございますし、逆に、しっかりと行政を行っていくという観点からは、状況に応じてその定義も随時変わっていくのだからと考えてございまして、かつての時代から今の状況において、大分その数値というのは変わってきておりますけれども、引き続き行政としてはしっかりと行政サービスを行っていかねばいけないという状況がありますので、しっ

りと両方をバランスよく見ていくということが大事なことなのではないかなと  
考えております。

前島委員

最後に私の所見ですけれども、例えば、山梨県の一般会計と特別会計の合計は約 5,000 億円。約 5,000 億円と見てですよ、96.7%を掛けますとね、4,835 億円になるんですよ。それで、残りは幾らあるかということ、165 億円しかないんだよ。165 億円しか残らない。言いかえれば、弾力的に使える財政の裁量権は 165 億円しかない。体力がそのぐらいしか山梨県はない。なかなか知事が政策を予算化しようと思っても、この今の 96.7%の経常収支の動向の中では、本当に深刻で鼻血も出ない。そういう課題があるという感じがしているんです。これからどうかひとつ、山梨の財政運営は厳しい域にあるという認識を持っていただいて、人事院勧告があって、給料も上げるといふこともありますけれども、いろいろなことを考えると、とにかく意見も申し上げたいのだけれども、それはまあ抜きにさせていただいて、とにかくそういう、非常に厳しい財政状況にあるという点をどう捉えて今後取り組んでいただくかを総括的に部長からお伺いして終わりたいと思います。

鈴木総務部長

まさにこの二、三十年前というのは経常収支比率も低い数値でしたけれども、平成 10 年代後半の三位一体改革で、交付税が大幅減されたというのが大きくきてきている状況だと思います。先ほど財政課長からもありましたけれども、やはり必要な事業をやっていかなければいけませんので、ただちに大きく、ドラチックにこの比率を変えるというのは難しいと思いますが、一方で、発想を変えまして、そもそも人件費自体が事業費だという意識を持ってやっていく必要があると思っています。人件費は単に固定的な、経常的な、義務的な経費に終わっているのではなくて、我々のマンパワーが事業につながるという意識を持ってやっていくことが必要だと考えています。その中で、引き続き行財政改革には取り組んでいながら、この義務的経費については、引き続き縮減を図っていくことに取り組んでいきたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

( 県民税の収入未済額について )

山田 (一) 委員

それでは、私のほうは項目としては 1 点ですが、総 2 ページであります。保坂課長も長年この分野に携わっていて、市町村とタッグを組んで、滞納整理推進機構をつくって、それがひとつ役割を終えて、終わりそうになったら市町村のほうもまた続けてほしいということで、非常に市町村の信頼もあるのではないかと思います。先ほどの答弁でも若干触れてはいたと思うのですが、なお、まだ 12 億円という県民税の収入未済額がありますが、この部分の総合的な昨年度の評価をまず御説明をいただきたいと思っています。

保坂税務課長

県民税の収入未済額 12 億 7,800 万円余でございますが、その 98%が個人県民税でございますので、個人県民税の収入未済額の縮減が重要な課題であると考えております。個人県民税の徴収率は 95.3%でございます。また、滞納繰越額は 12 億 5,000 万円ございまして、今、委員のほうから滞納整理推進機構のお話がありましたが、機構を作った平成 19 年度に比べ、滞納繰越額で申しますと、37%の縮減になっております。

山田 (一) 委員

どうしても、法人事業税に比べて単位が少ないがゆえに、数も多いし、市町村も含めて、県が大変だと思いますが、機構の部分も含めて、19 年に取り組みを始めて、全国的に見ても画期的なシステムを山梨は構築して、それがなおかつ機

能し、なおかつ 37% の縮減ということですが、私どもとしては、もう少しその効果を期待したいと。50% を超えるような部分を期待したいと思っているのですが、そこも含めて昨年度の取り組みをお聞きしたいと思います。

保坂税務課長 機構は最初の 6 年間で申しますと、市町村から滞納案件を引き継いだ上で県職員と市町村職員が共同で滞納整理を行ってきたわけですが、昨年度を含めた 3 年間につきましては、この方式を変えまして、市町村がみずからのニーズに応じて支援方法を選択できるようメニュー方式を採用したところでございます。このうち、特に徴収体制の強化を図りたいという市町村に対しましては、県職員 2 名と、それから市町村職員 1 名からなる派遣チームをつくりまして、これを半年間、各市町村に派遣しまして、その市町村の滞納整理を行ったものでございます。

山田(一)委員 ここ近年の取り組みは、私も税理士という立場ですから、税理士会への協力依頼も相当ありましたし、基本的に課税されたものに対してしっかり収納していくということが県政の基本の立場かなと思いますので、今後も引き続きしっかり徴収率を上げる努力をしてほしい。これまでもしっかりやってきましたけれども、今後もしっかりやっていく上で、何が問題点であるかだけお聞きして質問は終わりたいと思います。

保坂税務課長 これまで 9 年間取り組んできたわけですが、個人住民税の徴収率を市町村別に見ますと、市町村によっては 100% の徴収率の実績を上げているところもあれば、低いところだと 91% 程度と、その差が実は 9 ポイントに及んでいるところでございます。そうしますと、今後は特に徴収率が低い市町村に対しまして、さらなる底上げを図る必要があると考えております。そのため、特に徴収率が低い市町村に対しまして重点的に県職員を派遣したり、あるいはそちらの市町村の職員の派遣を受け入れたりするなどしまして、県全体の徴収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

(キャリア教育・職業教育の充実について)

遠藤委員 私のほうからは、主要施策成果説明書のほうから何点か、教育委員会についての質問をさせていただきたいと思います。まず、74 ページにあります、キャリア教育・職業教育の充実についてであります。予算現額が 1,929 万 5,000 円、決算額が 1,756 万円と、差額が約 1 割くらいあるのですけれども、このキャリア教育と職業教育を予算の面から見た割合と、こういった執行状況なのか、内容について説明いただきたいと思います。

手島高校教育課長 まずキャリア教育の充実につきましては、決算額が 1,334 万 6,870 円で、執行残は 165 万 3,130 円でございます。こちらのほうが執行率 89% ということで、若干低くなっております。職業教育の充実につきましては、決算額が 421 万 2,671 円でございます。執行残は 8 万 2,329 円という状況でございます。キャリア教育の執行残の理由でございますけれども、こちらの事業につきましては、大学や企業等と連携したさまざまな取り組みを行っているわけですが、若干最近、報奨費等を受け取らないというようなところもあったり、さらに消耗品費等につきまして、学校のほうでやり繰りをするという状況の中で、少し執行残が出たという状況でございます。

遠藤委員 執行残がキャリア教育のほうに多いということなのですが、それぞれ目的があって事業をしているということだと思っておりますけれども、成果の概要をみると、

キャリア教育については、普通科を対象とするような事業であって、職業教育については専門学科を対象とするような事業と認識したのですけれども、特に最近でもないのですが、七五三現象ということが取り沙汰されている中で、やはり教育の中身で人生観とか職業観、労働観、こういったものを育成していく必要は十分にあると思うのですが、その辺についてこういった取り組みをなされているのかお伺いいたします。

手島高校教育課長 キャリア教育のほうにつきましては、全県立高校を対象に事業を行っております。生徒がさまざまな将来ビジョンを追求しながら職業的、社会的に自立して生きていく力を身につけさせるといふ狙いを持ちまして、普通高校におきましてもインターンシップに取り組みましたり、企業見学、あるいは大学の研究室の訪問等を行ったりしているところでございます。また、職業教育のほうにつきましては、地域産業を支えるものづくり人材の育成を狙いとしておりまして、こちらの事業につきましては、工業系高校と地域産業界が連携して企業の現場実習ですとか、企業技術者による実践的な授業を行いながら、工業系高校生の実践的技術力の向上を図っているところでございます。

遠藤委員 そういう中で、予算の執行残がキャリア教育のほうが多かったということでもありますけれども、今後、このキャリア教育も含めて、やはり子供たちの人生観とか職業観、労働観、こういったものを醸成していくということは重要だと思しますので、この 28 年の教育の成果についてお伺いをいたします。

手島高校教育課長 成果でございますが、まずキャリア教育につきましては、体験活動やインターンシップへの参加を終えた生徒たちにアンケート調査を実施しているわけですが、そのアンケート結果によりまして、9 割を超える生徒たちが、自分の意識や行動が変わったと回答しておりまして、職業観の育成ですとか、社会参画への意識の高揚などに一定の成果を上げていると考えているところでございます。また、職業教育につきましては、国が行う旋盤ですとか機械検査などの技能検定の合格者が年々増加しているとともに、より高いレベルの検定に合格する者がふえるといった成果を上げているところでございます。今後につきましても、こういった成果を踏まえながら、課題等にも対応して、より充実した事業になるよう努めてまいりたいと考えております。

( 県立文化施設の特色を生かした企画展・特別展の開催や教育普及事業の実施について )

遠藤委員 続きまして、主要施策成果説明書 83 ページにあります、県立文化施設の特色を生かした企画展・特別展の開催や教育普及事業の実施についてお伺いいたします。この中で、企画展等の観覧者数が 10 万 8,000 人余とありますけれども、最近、オープニングセレモニーになかなか行く機会に恵まれていなくて御無沙汰をしていて申しわけないのですが、この、観覧者数が多かったのはどのような企画展だったのかお伺いいたします。

百瀬学術文化財課長 企画展、特別展につきましては、昨年度、美術館と博物館につきましては各 4 回、考古博物館と文学館については各 1 回、合計 10 回開催したところでございます。このうち、最も観覧者数が多かった展覧会は、県立美術館で 4 月下旬から 6 月上旬にかけて開催いたしました「ルネッサンスの巨匠ミケランジェロ」展で、2 万 7,607 人の方々をお迎えすることができました。次に観覧者数が多かった展覧会も、美術館で開催いたしました「フランスの風景 樹をめぐる物

語」でありまして、西洋絵画の巨匠の展覧会は、毎年多くの方々に御鑑賞いただいているところでございます。

遠藤委員 美術館については来年 40 周年を迎えるということなので、より一層取り組んでいただきたいところであります。そういう中で、当然、予測を立てて計画をしていくということなのでしょうが、予測値と実績値で、どのぐらいの乖離があるのか、比較した内容などをお伺いしたいと思います。

百瀬学術文化財課長 「ルネサンスの巨匠」につきましては観覧者数が 2 万 7,607 人でございますが、観覧者数の見込み数は 2 万 2,727 人でございまして、達成率が 121.5%となっております。次に、「フランスの風景」につきましては、観覧者数 1 万 2,688 人でございます。これにつきましては、観覧者数の見込み数が 1 万 3,121 人でございましたので、96.7%の達成率となっております。また、各館の観覧者見込みに対する達成率でございますけれども、美術館が 106%、博物館が 73.6%、考古博物館は 99.1%、文学館が 129%でありまして、博物館を除きまして、おおむね達成することができたと考えております。

遠藤委員 昨年、教育厚生委員会の県外調査で金沢 21 世紀美術館に行ったのですが、かなり集客のいいところだということだったと思うのですが、有料入場者数を見てみますと、山梨県立美術館と比較した場合にそれほど劣るものでもないなと認識したのですが、そういった面から、美術館の国内の格付けといいますか、どのようなことを把握しているのかお伺いいたします。

百瀬学術文化財課長 美術館につきましては、御存じのとおり、ミレーを中心とするバルビゾン派等、いろいろな絵画を収集しているところでありまして、全国的にもミレーの美術館という位置づけをされているものと考えております。

遠藤委員 教育普及事業の 4 館の受講者数が 8 万 2,000 人余という記述がございますけれども、これはどういった講義なのか。また、普及に向けてどのような取り組みをなさっているのかお伺いいたします。

百瀬学術文化財課長 この教育普及事業につきましてはそれぞれ、例えば美術館ですと講座、講演会、文学館では文学講座や子供ワークショップ、博物館ではかいじあむ検定や講演会、シンポジウム、また考古博物館ではものづくり教室や各種イベントへの参加という内容になっております。また、普及について、県民が郷土の歴史と文化、芸術への理解と興味を一層深められるよう、魅力ある各種講座や講演会、創作教室等を企画してまいりたいと思っております。

(財政健全化比率について)

上田委員 私のほうからは、財政の健全化の比率についてお伺いしたいと思います。9 月定例会で報告がありました、平成 28 年度決算に基づく本県の財政健全判断比率、実質公債率ですが、15.9%から 15.5%へと、0.4 ポイント改善している。ただし、一方、将来負担比率は 202.4%から 202.6%と、0.2 ポイント上昇しているという状況ですけれども、実質公債比率、または将来負担比率それぞれについて、報告の数字となった要因、また、今後どのように推移していくと思うのか、見通しについてお伺いします。

泉財政課長 まず、実質公債比率でございますけれども、今、お話いただきましたように、

前年度比 0.4 ポイント低下をしています。こちらにつきましては、これまで着実に進めてまいりました県債等残高の計画的な削減によりまして、臨財債を除く元利償還金が 28 年度に減少したことが要因であると考えております。また、今後の見通しでございますけれども、今申し上げました、これまでの行財政改革に伴う計画的な削減によりまして、公債費は今後も減少傾向にあると考えています。現在の数値よりも数値が逡減していくものと見込んでいます。

もう一方の将来負担比率でございますけれども、こちらにつきましては、対前年度比で、若干でございますけれども 0.2 ポイント上昇いたしました。これは県債等残高の削減の観点から申し上げますと、地方債残高につきましては臨時財政対策債を除く部分でございますが、こちらが減少した一方、先ほど少し標準財政規模のお話をさせていただきましたけれども、経常収支比率のところでもお話を少しさせていただきましたけれども、実質交付税が減少したということがございまして、標準財政規模、いわゆる分母の部分が減少、縮小したということが影響を及ぼしております。

今後の将来負担比率はどうかということについてですが、これはやはり毎年の歳入の状況によるわけでございますけれども、傾向としては、県債等残高の削減、それから出資法人改革なども着実に進めていることもございまして、中長期的には改善傾向に向かっていると見込んでいます。健全財政を目指していくために、この縮減について今後も頑張っていきたいと考えております。

上田委員

単年の比較だから多少のこぼこがあって、将来負担比率についてはちょっと伸びてしまったということだと思うのですが、私が知る範囲ということですが、県は平成 19 年度ごろから県債残高の削減に計画的に取り組むということで、特に公共事業、公共、準公を含めてかなり厳しく抑制してきて今に至っていると思っておりますけれども、今言ったように、計算の方法とテクニカルな部分もあるのかもしれませんが、大きなトレンドといいますか、傾向として、県債残高の減少と公債費比率、または将来負担比率というのはどのような相関関係になっているのか、もしおわかりであれば教えてください。

泉財政課長

今お話をいただきました点については、公債費比率と将来負担比率とを分けて御説明を申し上げているわけですが、相関ということで申しますと、例えば県債等残高というのは、県債残高を削減すればするほど、つまり償還をすればするほど将来負担比率は直接的に減少していくということもございます。一方の公債費比率でございますが、これは銀行との契約に基づいて毎年お支払いをしていかなければいけない償還額が決まっていますから、過去の県債発行が毎年の償還額に影響を及ぼすということでございまして、直接的な毎年の削減と、そうでない部分ということで、将来負担比率と公債費負担比率については少し状況が異なる部分はありますが、ただ、傾向といたしましては、県債等残高の計画的な削減、先ほど申し上げておりますけれども、そういったことを着実に進めていくことによりまして、いずれの数字についても長期的には縮小傾向に向かっていると考えていますので、いずれにいたしましても行財政改革を着実に進めていきたいと考えてございます。

( 財政運営について )

小越委員

財政運営についてお伺いします。前島委員や上田委員とダブっているところは省きまして、今の答弁も含めて若干そのことについても質問させていただきます。まず最初に、部局審査のときにもお伺いしました、審査意見書 66 ページにあります公共施設整備等事業基金ですが、14 億円取り崩して何に使ったかと

いう、部局審査のときの答弁に、道路修繕に充てたと答弁があったのですが、なぜ一般会計から出さずにこの基金を使って行ったのでしょうか。

泉財政課長

公共施設整備等事業基金について、平成 28 年度に道路修繕に充てたということにつきまして、基金から繰り入れをする形で、会計としては一般会計でももちろんお支払いをしていることになるわけですが、なぜ基金を活用したかということにつきましては、基金の処分につきましては基金条例がございますけれども、公共施設の整備、それからその他県民福祉の向上に資する長期的な計画に基づく事業、またはこれに関連する事業の経費に充てる場合に限り処分できると規定されていまして、道路修繕費につきましても、この基金条例の規定に該当しているということで、今回、その経費に充当させていただいたという状況になっています。

小越委員

道路修繕もこの基金を使ってできると解釈するのであれば、住民要望の強い、国の補助金がない、後回しになっている、今回補正予算でつきましたけれども、河川のしゅんせつや道路補修、白線整備など、基金の使い方を、生きたお金の使い方をできるように検討するべきだと思っております。

それと、同時に、今の議論を聞いてみますと、県の財政はあまり逼迫していないというような答弁であると、感覚として今感じているのですけれども、そこが私は若干心配なので、そこも確認をさせていただきたいと思っております。たしか部局審査のときに、監査委員の審査意見書の 59 ページですけれども、借換債が 449 億円と、前年度 311 億円に対して 130 億円もふえていると。これはなぜかと聞いたときに、10 年過ぎた債券を順次返還しているの、特別ふえたわけではないと答弁がありましたけれども、今後も借換債はふえていくのでしょうか。

泉財政課長

本県の場合ですが、借入期間が長期に及ぶときに、10 年ごとの金利を適切に反映させるために、借入利率の見直しを 10 年ごとに行っております。そのために借りかえをするということでありまして、借換債を発行することになっていきます。ただ、この借換債の残高が今後ふえていくかどうかということにつきまして、これはあくまでも過去の県債の発行実績に基づくものでございまして、例えば 30 年債であれば 10 年を迎えた段階でその 3 分の 2 を借りかえる。次の 10 年でもう 3 分の 1 を借りかえるということで、過去の県債の発行実績に基づくものでございまして、県債残高が増加するということはございません。今後も着実に県債残高を計画的に削減していく中で、借換債についても特に大きくふえていくことはないということをお答え申し上げます。

小越委員

それから、主要 3 基金、882 億円ほどありますけれども、公共施設整備等事業基金と財政調整基金、それから山梨県では県債管理基金と呼んでいるみたいですけど、この県債管理基金が 44 億円増額して 409 億円となっております。主要 3 基金のうち、半分がこの県債管理基金なのですけれども、この県債管理基金とはすなわち、どういう目的で、何のために使うのでしょうか。

泉財政課長

今、御指摘をいただきました 28 年度の県債管理基金の 44 億円余りの増加でございますけれども、この増加の要素の多くは、満期一括償還地方債の償還財源に今回、53 億円余りを積み立てたことが影響しています。満期一括償還地方債というものを発行しておりまして、将来の償還に備えて一定の積立を基金に行っております。こちらにつきましては、国から毎年度、元金の決まった率、30 分の 1 ずつを基金に積み立てるように要請されているということでございます。今

後も県債管理基金が増額されていくのかということにつきましては、19年度からこの満期一括型の償還を行う地方債を発行していますので、29年度以降、支払う、出ていく分が出てくれば、その分減少する部分もございますので、大きな増加はしていかない。出のほうもしっかりと出していくということでございますので、大きな増加はないと見込んでいます。

小越委員 この県債管理基金というのは、負債を返すために積んであるという理解で、減債基金と同じという理解でよろしいでしょうか。

泉財政課長 はい、おっしゃるとおりでございます。公債費をしっかりと償還をしていくため、基金にあらかじめ積んでおくことで、将来の償還財源を確保していくものでございます。

小越委員 先ほど、満期一括償還地方債というお話がありました。満期一括償還債には、いわゆる市場公募債ですね、平成19年から発行したものが、国のほうで3.3%ずつ積み立てていきなさいというルールがあります。市場公募債は大体200億円ぐらい毎年発行されているんですけども、それにこの県債管理基金を充てて満期一括償還に備えておくということになりますと、この満期一括償還に備えての基金は十分に間に合っているのでしょうか。

泉財政課長 今、御指摘いただきました30分の1の積立につきましては、県によってこのルールが実際に守られているかは承知をしていない部分がありますけれども、本県につきましてはしっかりと30分の1ずつ毎年度積んでいる形になっています。

小越委員 そうしますと、409億円はこれからの借金に備えて貯金をしておくということですから、今後も409億円以上借金を返さねばならない。そして、これから市場型公募債も発行していくので、これからますます県債管理基金として積んでいかなければいけないものがふえていくと思うんですね。県債残高は確かに一般会計、通常債は減っておりますね。努力をしていただきまして減っております。一般会計で見ると、平成19年が8,774億円だったのが、平成28年9,738億円。これ、全部合わせてですけど、通常債は減っていますけれども、臨時財政対策債が非常に伸びていまして、平成19年1,691億円が平成28年は3,583億円と、臨時財政対策債の残高がふえているわけです。通常債は努力して減少しているんですけど、臨時財政対策債は地方交付税のかわりに発行しなければならないので、どうしても発行しなきゃならないんですけども、今後、この臨時財政対策債の返還がきつくなってくるんじゃないでしょうか。いつも臨時財政対策債を除くという言葉があるんですけども、この臨時財政対策債の償還が今後の財政にどのように反映されていくのか。圧迫していくことはないのか。どうでしょうか。

泉財政課長 臨時財政対策債をルール上、本県の目標から除くという形にしていることにつきまして、まず、臨時財政対策債の発行の定義から申し上げますと、国のほうで毎年地方の行政需要に対応する財源を交付税によって確保することができないため、臨時的に発行しているのが臨時財政対策債でございますが、国の裁量で発行され、実質的な交付税とみなしております。というのは、将来的に国から地方にその償還財源が交付税として交付されるということから、このルールからは除外をしています。一方で、今後の県債残高がふえていくのかどうかということに



つきましては、もちろん国の状況にもよるところでございますけれども、実態といたしましては、臨時財政対策債を含めた県債等残高もピークの平成 25 年の 1 兆 740 億円から 26 年、27 年、28 年と減少傾向にありますので、こういった傾向を引き続き維持できるように、その都度その都度検討をしていきたいと考えてございます。

小越委員

先ほどの前島議員の質問への答弁を聞いておりますと、経常収支比率も公債比率も分母が変わってきたから、県税収入が減少した反動でなったということであるので、この数字そのものをもって、財政が逼迫しているというわけではないというように、私は先ほどのやりとりを聞いて考えたのですけれども、ちょっとそこは私の見解が違うのかわからないのですけれども、公債比率は 15.5%で、これから下がっていくというふうに先ほど御答弁がありましたけれども、本当にこれから下がっていくんでしょうか。さっきの県債管理基金、それから公募債も発行していく、これからのいろいろな主要な事業について債券を発行していくようなことになれば、公債費比率は上がっていくんじゃないんですか。下がっていくんでしょうか、これから。

泉財政課長

先ほど申し上げましたとおりですが、もちろん分母の標準財政規模というところまで考えれば、必ず減るかどうかというところは、それはもうその年の歳入の状況によってくるところでございますけれども、傾向として申し上げますと、分子の部分である、将来負担比率であれば残高、公債比率であれば償還費といったものをしっかりと減らしていくことにより、長期的には減っていくということが傾向としては見てとれるんじゃないかなと考えています。

今、御指摘いただきました満期一括償還型の地方債、それから借換債のところでございますけれども、満期一括型につきましては、毎年 30 分の 1 ずつ積んでいく基金は、公債費比率のルールからいきますと、償還費として見ていただくこととなります。ですから、その基金に積むことは、しっかりと償還ができているということ。これは国のほうから示されているルールでございますけれども、そこで償還がなされているということです。それから、借換債につきましては、先ほど申し上げましたように、決して増額をしていくものではなくて、長期的には返していくというもので、10 年ごとに利率を見直すというのがその趣旨でございますので、今後、大きくふえるというふうなことはないと考えております。

小越委員

であれば、山梨県の財政は安定していると。これからも借金の返済を含めて、全国的水準から見ても安定して発展していくと、私は今の答弁から感じているのですけれども、その割にいろいろな事業を縮小して、先ほどおっしゃいましたが、行革をしなければならぬということがたくさんあるということで、そこは言っていることとやっていることが違うような気がしております。

先ほど、経常収支比率が 96.7%と高く、自由度が低くなっているということと話をしていましたら、そんなことはないよと言っていたのですけど、私は先ほどの道路修繕に基金を充てたように、多額にあります基金の使い方の見直しをすれば、もっと自由度が上がってくると思っています。そこで伺います。主要 3 基金 882 億円積んでおりますが、何のために積んでいるのでしょうか。何のために積んできたのでしょうか。

泉財政課長

例えば、大規模災害が発生したり、今、お話をいただきましたような財政需要、不測の事態で何か財政需要が発生したりとか、また、将来見込まれるような大きな事業を行っていくということがあります。そういったもののためにしっかりと

ある程度積んでおかなければ対応することが難しい部分がございます。ですから、しっかりと財政的な運営を行っていく、将来的にもしっかりと安定的な財政を維持するという観点からも積んでおく必要があると考えておりますし、大きな事業を行う際に使うということもその都度考えていくということでございます。

小越委員

基金のあり方を国は財政調整諮問会議の民間委員から厳しく指摘をされております。地方交付税を減らしたいという国の狙いの中で、地方が21兆円も基金を保有していると。この基金をどう使うんだということが今、政府の中で言われておまして、この基金を返す必要はないと私は思っているんですけども、昨年そのことを受けて、基金の積立状況に関する調査を総務省が行いましたよね。山梨県も答えていると思うんですけども、昨年、私はこの公共施設整備等事業基金を積むのはなぜですかと聞きましたら、泉課長は、リニア駅周辺整備のためですという御答弁がありました。総務省は地方の基金の実態調査をして、11月7日に公表しております。全国の地方の基金が21兆円です。山梨県は先ほどの説明でいきますと、大規模災害、不測の事態、大規模な事業にというふうにおっしゃってありましたけれども、この積立の理由というところで、公共施設等の老朽化に対する経費の増大ということをどの県も答えていないんです。山梨県は財政調整基金はどのような理由で積み立てているんですか。

泉財政課長

今の質問につきましてですが、幾つか要素を分けて考える必要があるかと考えております。財政調整基金と、それから、先ほどお話がありました公共施設整備等事業基金は当然、条例上の位置づけも異なっておりまして、先ほどリニアのお話と御質問をいただきましたけれども、公共施設等整備基金につきましては将来の公共施設の整備などを行うということとその条例の目的にうたっています。財政調整基金につきましては不測の事態、財政の、例えば歳入が急激に減少したであるとか、大きな事業を行っていくとか、その性質を異にしていますので、それぞれの性質に応じる形でしっかりと基金の活用を考えていくということでございます。

小越委員

財政調整基金は230億円ですね、大体。で、先日、こういう「エコノミスト」という本が発行されまして、私も見ました。ここに先ほど言った総務省が11月7日に公表した調査の結果が、基金のやり繰り上手自治体というところに載っております。この速報によりますと、2016年度決算の財政調整基金、山梨県は231億円ですよ。標準財政規模に対して山梨県は8.79%積んであると、こうなっております。これによりますと、一番多いのはもちろん東京都16.32%、その次が大阪府9.01%、その次が山梨県の8.79%なんです。これ、多過ぎると思いませんか。この総務省の調査によりますと、ほかの県は大体どのくらい積んでいるかということ、標準財政規模の5%が平均になっております。山梨県は8.79%と、全国3番目なんです。非常に多いです。5%程度というところが多いんですよ。福井県なんか4.88%ですし、静岡県1.19%です。山梨県はどうしてこんなに積んでいるんですか。

泉財政課長

基金を積んでいる趣旨につきましては、先ほど申し上げましたように、将来見込まれる財政需要や不測の事態に備えるということでございます。各県によってどうして違うのかということについては、まず一つ考えられるのは、都市の規模、県の規模の違いです。例えば、行政運営を行うに当たっての、人口が多いほうが効率的に行えるであるとか、何か突発的なことが起こったときに、小さい県でも行わなければいけない財政需要が出てくることが考えられますので、一つ

一つの県によってその事情は異なるでしょうし、それぞれ抱えているプロジェクトなども異なるということもありますでしょうから、一概に多い少ないということ論じるのは難しいかなと考えております。

小越委員

例えば、鳥取県なんかは、山梨県とほぼ同じかも。標準財政規模 217 億で 1.84%です。4 億円しか積んでおりません。小さい規模だからではなくて、やはり何か目的があって積むことがない限り、私はなぜこんなに、財政が逼迫しているじゃないか、ということも最初思ったのですが、そうでないのであれば、ではこの基金は何のために積むのかと。平均的な 5%で積みますと、大体 131 億で、100 億円ぐらい浮くわけですよ。この財政調整基金を平均的なほかの県と同じようにすれば、先ほどの公共施設整備等基金も道路修繕に充てたんですから、だったら、この基金を使って、県民の福祉の向上ってなれば、この財政調整基金やほかのところを全部あわせると、充当可能基金は 1,051 億円も山梨県はあります。であれば、この基金も、特別会計もいろいろ使って、総動員して、今の暮らしや福祉の応援のために使うように基金のあり方を検討するべきだと私は思いますので、そのことを意見として申し述べて終わります。

## 認第 1 号 平成 28 年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

討 論

小越委員

後藤県政 2 年目の平成 28 年度一般会計特別会計の決算認定に反対します。財政運営は硬直化していると私は考えております。過去の県債の借金返済もこれからもきつくなっていく中で、主要 3 基金は 822 億円も積み上がり、基金を有効に使い、借金をつくる大型公共事業を抑える方向に転換するべきですが、リニア駅前整備、スタジアム建設は費用も明らかにせず、建設ありきで進められてきました。スタジアムに至っては経済波及効果があるとしても、その効果についての言及はなく、今後考えるというずさんなものです。リニアの防音対策をと住民が要望しているにもかかわらず、県が主導して防音フードではなく、観光目的として見える化論議をしていることは許せません。

保育園の育休明けの入所のことや重度障害者医療費の窓口無料廃止に伴う県民の負担がどうなっているのか、実態を把握していない県の姿勢は住民の暮らしを応援する姿勢ではありません。

リンケージ人口など、曖昧な数字のままでこれでは事業とは言えません。

県有林地の山林の評価や、また、自然学園への補助金の指導監督の不備など、県政のやり方、県職員の考え方もここは 1 つ考え直さなくてはいけない点があると思います。

後藤県政 2 年目に当たって、そして 3 年目に当たって、このお金の使い方は県民福祉の暮らしに向上していないことがあり、私は反対です。

採 決

採決の結果、認定すべきものと決定された。

## 認第 2 号 平成 28 年度山梨県公営企業会計決算認定の件

討 論

なし

**採 決** 全員一致で認定すべきものと決定された。

- その他
- ・ 桜本委員から要求のあった、「公共事業のうち路線・箇所及び地区等の執行状況実績」に関する資料について、委員長としても今後決算認定の資料として必要であると考えことから、執行部に対し、歳入歳出決算説明資料の記載等について改善を求めること、また、その他審査の参考となる資料が公表された場合には、その都度委員会へ資料提供を求めることとし、これらの対応については委員長に一任された。
  - ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

決算特別委員長 河西 敏郎